

燕市建物系公共施設保有量適正化計画



平成 31 年 3 月

目 次

はじめに	4
1章 建物系公共施設保有量適正化計画の位置付けと期間	5
1－1 本計画の位置付け	5
1－2 計画期間	6
2章 公共施設を巡る現況と課題.....	7
2－1 将来人口予測.....	7
2－2 建物系施設の現況.....	8
2－3 将来更新費用の推計（「基本方針」より）	11
2－4 歳入歳出の見通し.....	12
2－5 建物系施設保有量適正化推進の必要性（まとめ）	13
3章 建物系施設保有量適正化の基本方針	14
3－1 基本的な考え方.....	14
3－2 保有量適正化の手法	15
4章 利用想定区域別施設の分類内容	16
4－1 全域的施設.....	16
4－2 地区別施設.....	17
4－3 学校区別施設	18
5章 施設類型別の保有量適正化取組方針	22
5－1 公民館・集会施設	22
5－2 文化施設（図書館、文化会館、史料館）	28
5－3 スポーツ施設	31

5-4	保養観光施設	40
5-5	保健福祉施設	42
5-6	学校教育施設	46
5-7	幼稚園・保育園・こども園施設.....	50
5-8	児童福祉施設	53
5-9	消防施設	59
5-10	市役所庁舎等、その他施設.....	61
6章	財政効果・財源検討	64
6-1	財政効果の試算.....	64
6-2	有利な財源の積極的活用	66
7章	計画の進行管理.....	66
7-1	各種計画等との連携、整合性の確保	66
7-2	マネジメント視点を持った計画の推進.....	67
7-3	推進体制	67
7-4	市民への情報提供と合意形成の推進	68

※今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性や分かりやすさの観点から、平成の表記としました。

※本計画では、所在地区の認識のしやすさ、分かりやすさの観点から施設名称に地区名を加えたり、除いたりしている場合があります。

はじめに

現在の日本の社会は、少子高齢化や人口減少という大きな課題に直面しており、燕市においても現在約8万人の人口が2045年には約5万9千人になると推計されています。

それに伴い、市税の減収など歳入が減少する一方で福祉などに必要な経費は増え続け、本市の財政状況は厳しさを増していくことが見込まれます。

さらに、燕市にある公民館や体育館などの公共施設は、ほとんどが昭和50年代に建設されたもので、今後は多くの施設で改修や建て替えが必要となり、このまま施設の全てを更新・維持していくと毎年約9億円もの財源が不足し続ける見込みであります。

したがって、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくためには、公共施設を統廃合や集約化するなどし、減らしていくことが避けられない状況です。

そのため、将来の人口減少に応じ、計画的に公共施設保有量の適正化を進める必要があります。現段階で考えられる財政的な効率性や市域全体のバランスなどを考慮した方針を「燕市建物系公共施設保有量適正化計画」としてまとめました。

この計画では、各々の施設ごとに25年先までの長期に渡る「廃止」や「統合」などの方向性を示しておりますが、全てにおいて現時点で決定しているものではありません。

いわば現時点における「原案」であり、具体化の詳細な検討を進める過程において、あるいは今後の人口動態と施設利活用の状況、財源確保の見通しなど諸情勢の変動により、内容や実施時期等を変更する可能性もあります。

具体的に施設の統廃合等を行う際には、必要な時期に個別計画等を策定し、市民の皆様へ情報提供や説明などを十分に行い、ご理解をいただきながら進めてまいります。またその際には、できるだけ不便を緩和するため、他の施設での受け皿づくりや公共交通網の再編などにも十分配慮してまいります。

次代を担う子どもたちに過大な負担を残さないために、人口減少時代に即した公共施設保有量の適正化を進めることは、ぜひとも必要ですのでご理解くださるようお願いいたします。

もちろんその一方では、人口減少をできるだけ抑制する取り組みや、産業振興などによる税収確保、行政改革の徹底による歳出削減など、財源確保に最大限努めながら、燕市の魅力づくりに引き続き取り組んでまいります。

燕市長 鈴木 力

1章 建物系公共施設保有量適正化計画の位置付けと期間

1-1 本計画の位置付け

本計画は、平成27年3月に策定した「燕市公共施設等総合管理計画 基本方針」（以下「基本方針」）に基づき中長期的視点に立って、建物系公共施設の保有総量の適正化に向けた取り組み方針をまとめたものです。

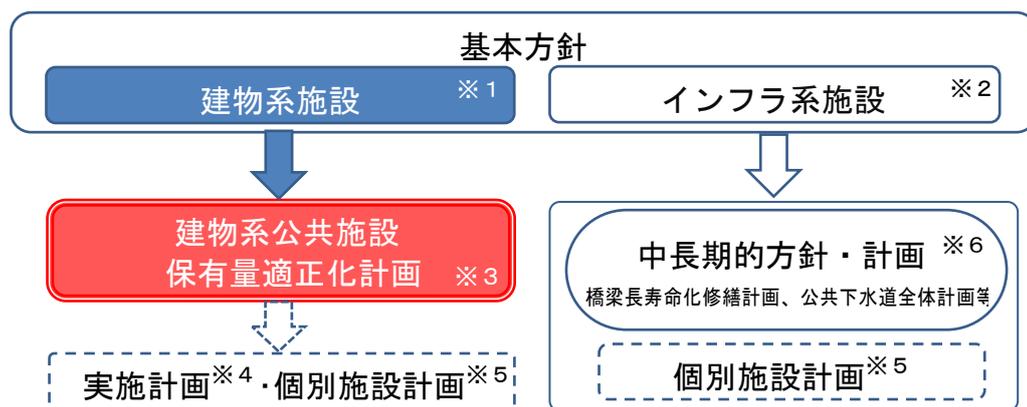
今後一層深刻化する少子高齢化、人口減少社会にあつて、将来に渡り持続可能な行政サービスを提供していくためには、公共施設の保有総量を計画的に縮減していく必要があります。

そのため、「燕市総合計画」や「燕市行政改革推進プラン」とも整合性を図りながら、今後は本計画に基づき、現有施設の統廃合や減築など、施設総量縮減に向けた具体化の検討を進めてまいります。

なお、本計画で示している各施設の方向性は、いわば現時点における「原案」であり、具体化の詳細な検討を進める過程において、あるいは今後の人口動態と施設利活用の状況、国・県・民間施設の動向、財源確保の見通しなどの諸情勢の変動により、内容や実施時期等を変更する可能性があります。

そのため、本計画に基づく施設統廃合等の具体化に当たっては、当市を取り巻く社会経済環境の変化に留意しつつ、必要な時期に必要な実施計画や個別施設計画を策定し、地域住民への理解を求めながら推進していくこととします。

《公共施設等総合管理計画の全体構成》



〔※1〕建物系施設：いわゆるハコモノ等を指します。公民館・集会施設、文化施設、スポーツ施設、保養観光施設、保健福祉施設、学校教育施設、幼稚園・保育園・こども園施設、児童福祉施設、公営住宅、消防施設、市役所庁舎等やその他の施設を指します。

〔※2〕インフラ系施設：インフラとは、インフラストラクチャー（Infrastructure）の略で、経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物（道路や橋りょう、下水道管、上水道管等）を指します。

〔※3〕公営住宅は、本計画とは別に「今後の公営住宅の在り方について(H28. 3)」として、統廃合を含む長期的な維持管理の方向性を定め、保有量の適正化を推進しています。

〔※4〕実施計画（建物系）：「幼稚園・保育園適正配置実施計画」のように施設の廃止、統廃合等により、施設保有量の適正化に向けた具体的な施設の方向性を示した計画を指します。

〔※5〕個別施設計画：個々の施設についての長寿命化改良や大規模改修等に関する計画です。公共施設等適正管理推進事業債の活用においても必要なものとなります。

〔※6〕中長期的方針・計画：既に策定されている本市の「橋梁長寿命化修繕計画」、「公共下水道全体計画」、「汚水処理施設整備構想」、「下水終末処理場及び管渠の長寿命化計画」、「水道ビジョン」、「舗装修繕計画」等、インフラ整備に関する中長期的な方針を指します。

1-2 計画期間

本計画の期間は、「基本方針」に終期を合わせ、平成31年度（2019年度）から平成56年度（2044年度）までとします。

また、計画期間が長期間に渡ることから、将来的な見通しの確度・精度等を考慮し、当該期間を3期に区分して、第2次総合計画の終期である平成34年度（2022年度）までを「前期」、その後から平成44年度（2032年度）ごろまでの概ね10年間を「中期」、さらにその後から計画の終期である平成56年度（2044年度）までを「後期」とします。

なお、本計画の実効性を高めるため、「基本方針」にもあるとおりPDCAサイクル等の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

《公共施設等総合管理計画の期間》

年度	H27～H30 (2015～2018)	H31～H34 (2019～2022)	H35～H44 (2023～2032)	H45～H56 (2033～2044)
基本方針				
建物系公共施設保有量適正化計画（本計画）				

2章 公共施設を巡る現況と課題

2-1 将来人口予測

平成 18 年の三市町合併時に 83,269 人(H17 国勢調査)であった人口は、平成 27 年時点で 79,784 人(H27 国勢調査)となり、10 年間で 3,485 人減少(▲4.18%)しています。

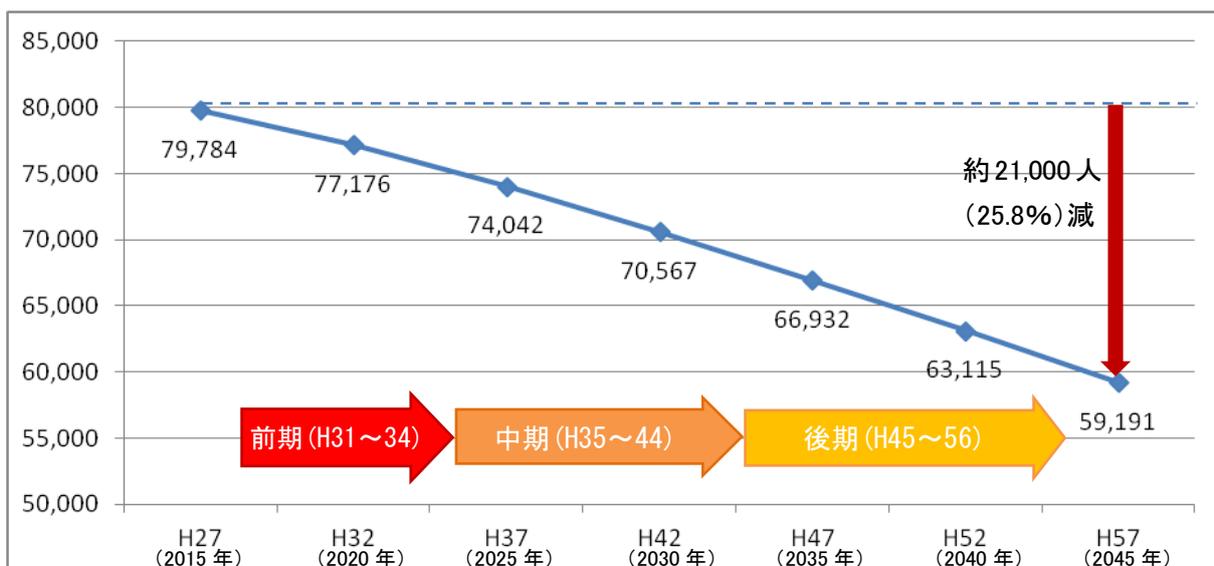
国立社会保障・人口問題研究所の今後の予測(平成 30 年 3 月推計)では、平成 27 年の約 80,000 人から平成 57 年(2045 年)には約 59,000 人となり、30 年間で約 21,000 人、25.8%減少すると示されています。

また燕、吉田、分水各地区の平成 57 年時点(2045 年時点)での地区別推計人口(※)は、燕地区で平成 29 年の約 43,000 人から約 32,000 人(25%減)へ、吉田地区では約 24,000 人から約 17,000 人(29%減)へ、分水地区では約 14,000 人から約 8,000 人(42%減)へそれぞれ減少すると推計されます。

平成 57 年(2045 年)の推計人口約 59,000 人は、昭和 30 年頃の人口水準であり、日本の経済力の違いなど当時とは単純比較はできませんが、高度経済成長とともに昭和 50 年代以降に建設されてきた多くの公共施設の存在が、今後大きな負担になっていくことが確実に見込まれます。

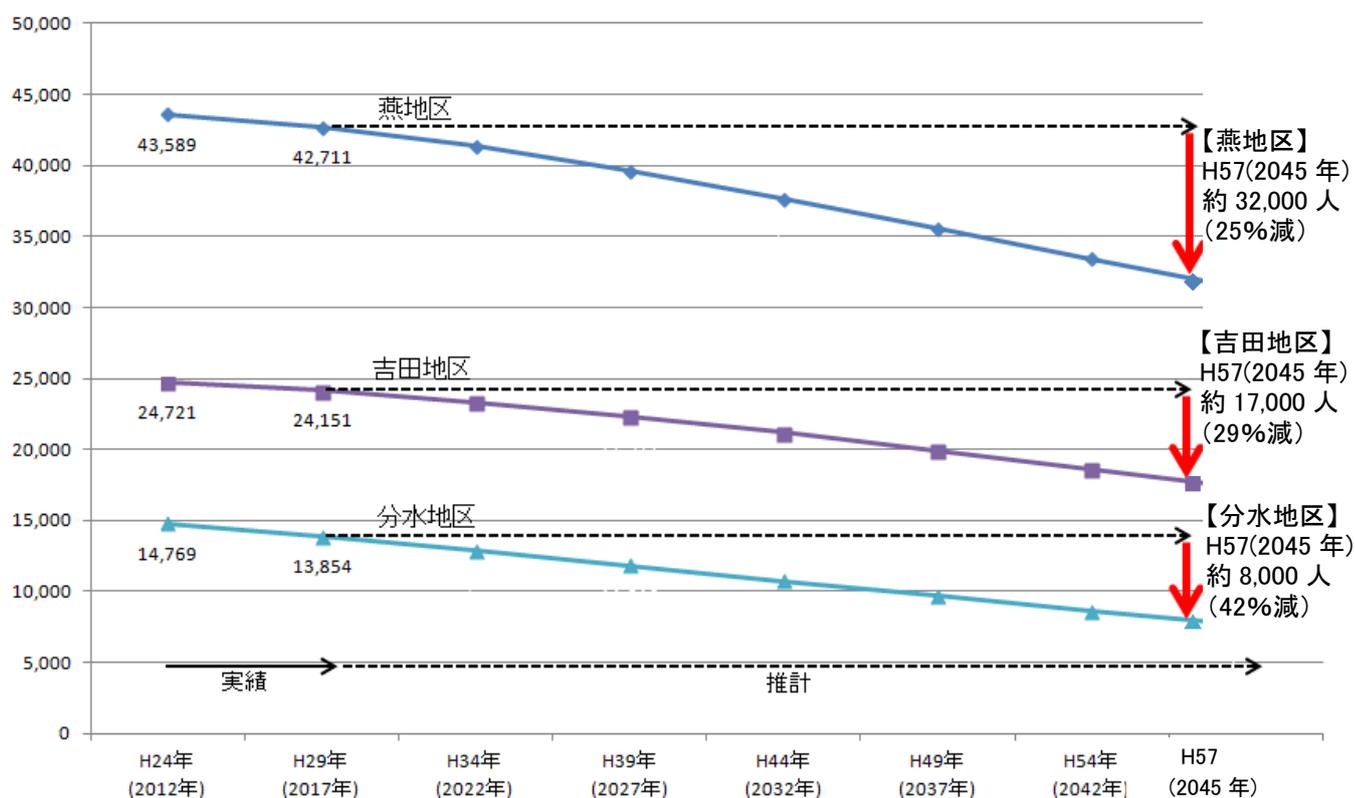
※地区別推計人口：H24 年、H29 年の 9 月末住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による、将来の社会経済状況の見通しや、今後の各種政策効果等反映しない単純推計値です。(単純推計のため、国立社会保障・人口問題研究所の予測とは一致しません。)

《国立社会保障・人口問題研究所予測(H30.3 推計)》



※ H27 は国勢調査確定値

《地区別推計人口(H24とH29人口の変化率に基づく単純推計値)》



2-2 建物系施設の現況

(1) 施設保有状況

当市においては平成 18 年の三市町合併後、各施設の老朽化や住民サービスの需要量を総合的に勘案した中で、これまでも吉田地区における、よしだ保育園ときららおひさま保育園の開園に伴う 4 保育園の廃止や、燕地区における、長所保育園の廃止、燕南こども園の開園に伴う 1 幼稚園の廃止など、建物系施設の統合・廃止等を推進してまいりました。また、今後においても、平成 33 年度(2021 年度)の分水統合保育園の開園に伴う 2 保育園の廃止を分水地区で予定しております。

このように施設保有数の見直しを進めてきた結果、平成 28 年度末現在では、総施設数 282、総延床面積 342,104 m²を保有しております。しかしながら、その建設時期は昭和 50 年代に集中しているため、建替えや更新等に当たり一時的に多額の費用が必要となる上に、維持費用についても人口や税収が減少する中で大きな市の財政負担となることが予測されます。

《三市町合併後の施設保有の主な見直し事例一覧》

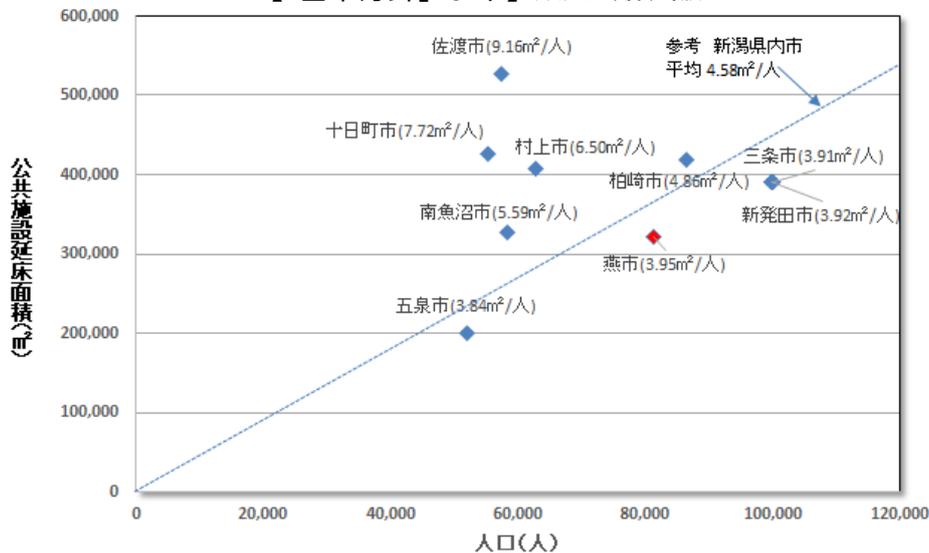
地区	施設名称等	年月	区分	延べ床面積(㎡)
燕	燕南幼稚園	H23. 1	解体	895. 00
燕	市宮仲町駐車場	H24. 4	売却	2, 736. 57
燕	長所保育園	H25. 2	解体	289. 00
燕	つばめ第2 デイサービスセンター	H25. 4	譲渡	683. 71
燕	つばめ第3 デイサービスセンター	H25. 4	譲渡	948. 90
燕	旧保養所 たのうら燕	H26. 6	売却	1, 396. 64
燕	市役所燕庁舎本館	H26. 10	解体	2, 751. 40
燕	燕保健センター	H26. 10	売却	695. 38
燕	燕勤労青少年ホーム	H28. 7	解体	1, 111. 64
燕	三王渚教職員住宅	H30. 1	解体	745. 24
燕	福祉の家倉庫	H30. 11	解体	327. 10
吉田	吉田旭町保育園	H24. 4	譲渡	496. 34
吉田	吉田第2 デイサービスセンター	H24. 10	譲渡	995. 47
吉田	吉田神田保育園	H26. 4	貸付	696. 00
吉田	吉田学校給食センター	H26. 11	解体	1, 082. 61
吉田	吉田南保育園	H27. 4	貸付	682. 50
吉田	市役所吉田庁舎分館	H27. 10	貸付	156. 07
吉田	事務所（吉田大保町）	H28. 4	貸付	317. 16
吉田	吉田八千代保育園	H29. 4	解体	515. 54
吉田	事務所（吉田西太田）	H30. 5	貸付	83. 63
分水	分水コミュニティホーム（旧中島保育園）	H23. 1	解体	319. 64
分水	市役所分水庁舎	H25. 12	解体	2, 696. 81
分水	分水教職員住宅	H25. 12	解体	1, 140. 32
分水	分水観光倉庫	H26. 10	解体	145. 75
分水	分水保健福祉センター	H28. 4	譲渡	1, 315. 27
分水	分水デイサービスセンター	H28. 4	譲渡	405. 50
分水	生活支援ハウス分水こでまり	H28. 4	譲渡	549. 81
	延床面積			24, 179. 00

(2) 建物系施設保有状況の県内他市との比較（「基本方針」より）

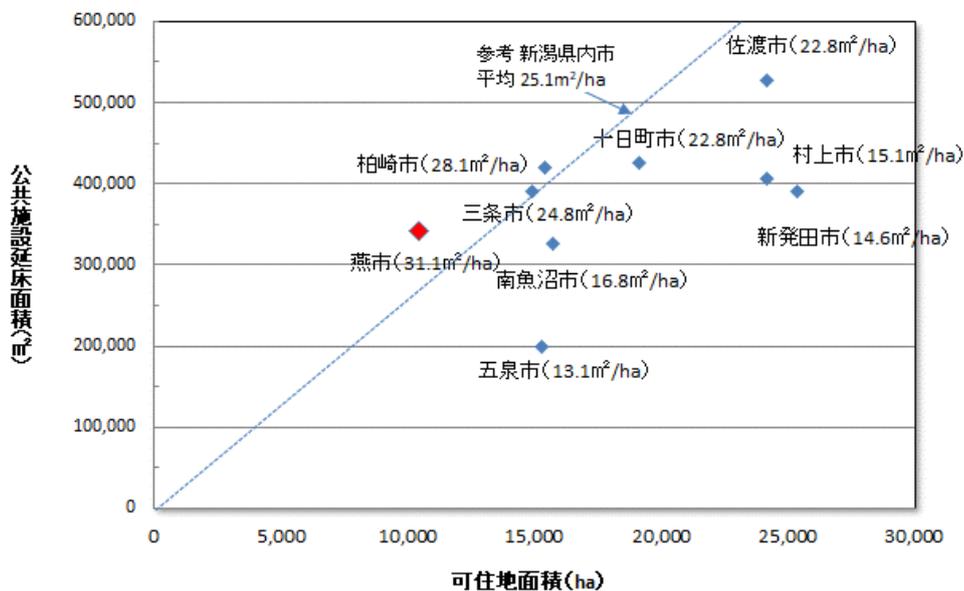
「基本方針」では、燕市の建物系施設保有状況を県内他市と比較して、人口1人当たり延床面積（3.91 m²/人）では、県内平均（4.45 m²/人）から見てやや低い位置にあることから、過大な面積を保有していないものの、可住地面積1ヘクタール当たりにおける建物系施設の面積（31.1 m²/ha）は平均（25.1 m²/ha）よりも多く、地形条件が良い割には、身近に建物系施設がたくさんあることが示されています。

なお、平成28年度末時点においても、人口1人当たり延床面積は3.95 m²/人(+0.04 m²/人)、可住地面積1ヘクタール当たりにおける建物系施設の面積は30.7 m²/ha(▲0.4 m²/ha)と、大きく状況は変化しておりません。

《県内市（人口5～20万人）の人口1人あたりの建物系施設の床面積比較》
【「基本方針」より】（平成24年度末時点）



《県内市（人口5～20万人）の可住地面積1ヘクタールあたりの建物系施設の床面積比較》
【「基本方針」より】（平成24年度末時点）

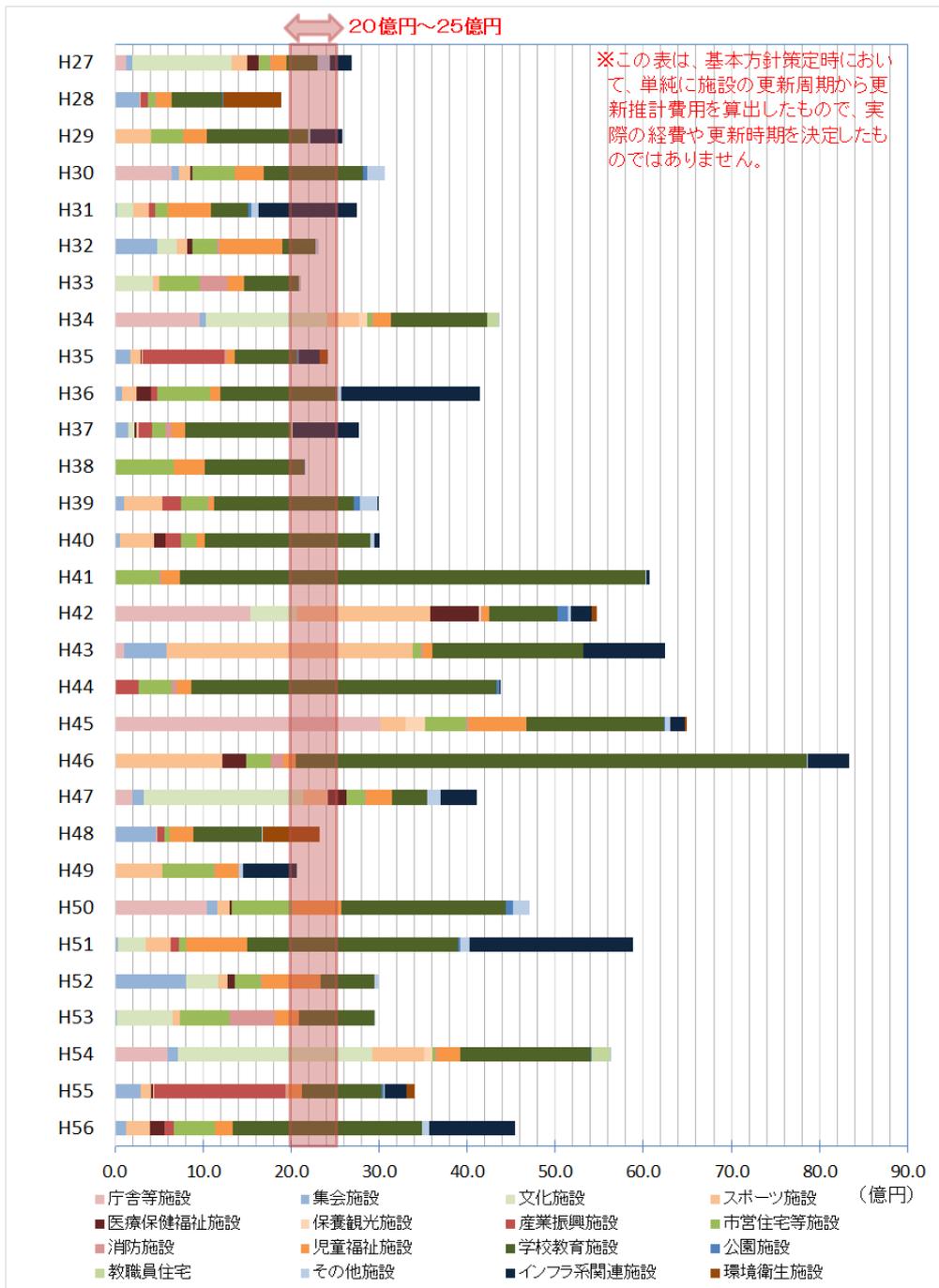


2-3 将来更新費用の推計（「基本方針」より）

「基本方針」では、現有施設を一定条件のもと全て更新すると仮定した場合の更新費用を推計し、今後30年間の年平均額を約38.3億円と示しております。

特に平成41年度からの6年間では、最大83億円/年（年平均62億円）もの更新費用の発生が積算され、過去の事業量実績20～25億円/年を大きく上回る状況となっております。

《将来更新費用の推計結果（年度別・施設種類別）【「基本方針」より】》



2-4 歳入歳出の見通し

燕市の中・長期的財政見通し(平成30年3月)において、歳入規模は、平成31年度(2019年度)から平成39年度(2027年度)までの間、約330億円前半から320億円後半の水準で推移すると見込んでいます。地方交付税、国・県支出金などの依存財源は、普通交付税の合併算定替特例期間終了による一本算定への完全移行に向けた段階的な縮減の影響などにより、大幅な増加は期待できない状況であり、自主財源では、市税収入が人口減少に伴って減少すると見込まれています。

その一方で、同期間中の歳出規模は、約330億円前半の水準を見込んでいます。性質別に見てみると、償還ピークを迎える公債費や、高齢人口の増加などの影響による扶助費が増加傾向の見込みに対し、普通建設事業費は、合併特例債事業が終えることから減少傾向として見込まれています。しかしながら、上記2-3将来更新費用推計にもあるように、平成41年度(2029年度)以降においては、既存施設の改修・改築を中心とした普通建設事業費や維持補修費が増加してくることが想定されます。

そのため、現状の推計範囲における普通建設事業費をはじめとした歳出の増大に対して、歳入の確保が非常に困難な財政状況となることが予想されます。

《一般会計(借換債を除く)の財政見通し【燕市の中・長期財政見通しより(H30.3)】》

(単位:百万円)

項目	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
			(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
歳入	市税	10,529	10,509	10,495	10,362	10,327	10,294	10,158	10,118	10,081	9,926
	地方交付税 (臨財債を含む)	8,010	7,844	7,721	7,816	7,760	7,698	7,724	7,669	7,637	7,690
	地方譲与税等	2,132	2,186	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598
	国・県支出金	5,576	5,679	5,439	5,668	6,145	6,279	6,287	6,240	6,288	6,340
	市債 (臨財債を除く)	3,310	2,922	2,712	2,705	2,540	2,555	1,658	1,739	1,739	1,739
	その他の歳入	4,396	4,316	4,316	4,416	4,526	4,316	4,316	4,416	4,546	4,567
	合計	33,952	33,456	33,281	33,565	33,895	33,740	32,742	32,781	32,889	32,859
歳出	人件費	4,715	4,566	4,520	4,346	4,406	4,359	4,360	4,362	4,389	4,359
	扶助費	5,278	5,392	5,507	5,626	5,747	5,870	5,997	6,126	6,257	6,392
	普通建設事業費	4,614	4,437	4,121	4,213	4,105	4,306	3,174	3,157	3,157	3,157
	物件費	5,708	5,676	5,641	5,565	5,570	5,484	5,429	5,410	5,414	5,348
	補助費等	4,828	4,753	4,750	4,748	4,762	4,676	4,659	4,658	4,629	4,575
	公債費	4,288	4,367	4,430	4,724	4,897	4,795	4,741	4,712	4,708	4,687
	他会計繰出金	3,352	3,248	3,293	3,275	3,324	3,367	3,436	3,479	3,524	3,571
	貸付金・その他の歳出	1,169	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139
合計	33,952	33,577	33,401	33,636	33,951	33,996	32,933	33,044	33,218	33,228	
歳入歳出差引額	0	△121	△120	△71	△56	△256	△191	△263	△329	△368	
財政調整基金年度末残高	2,022	1,901	1,781	1,711	1,655	1,399	1,208	945	615	247	

※ 計数については、それぞれ四捨五入しているため、端数が合致しないものがあります。
 ※ 市債・公債費については、借換債を除いています。

2-5 建物系施設保有量適正化推進の必要性（まとめ）

これまで見てきた将来人口の予測、現有施設の将来更新費用の推計、歳入歳出の見通しから、燕市が将来に渡り持続可能な行財政運営を確立していくためには、建物系施設の更なる統廃合や集約化等による保有総量の縮減は避けて通れない状況となっております。

そのため、①現有施設の機能、②利用状況及び維持管理経費に基づく経営効率、③代替・補完機能の有無や利便性低下の受忍の許容度、④環境負荷低減の視点も含めた経年劣化の状態に応じた施設更新時期を総合的に踏まえるとともに、燕市全体からみた地域バランスも考慮した「建物系施設保有量の適正化」を計画的に推進していくことが必要です。

3章 建物系施設保有量適正化の基本方針

3-1 基本的な考え方

施設の統廃合、減築等による建物系施設保有量の適正化は、原則として次の方針で取り組むものとします。

(1) 保有最小単位の設定

現有する各施設を機能や経営効率等の観点（地域密着型か広域型か、汎用・一般型か専門・固有型か、維持管理コストに見合う利用頻度・利用効果の有無等）から、保有最小単位（どの利用範囲内で最低1箇所必要なのか）を定め、①全域的施設、②地区別施設、③学校区別施設に分類します。

(2) 統廃合等の対象施設

今後保有する建物系施設は、原則として上記①②③の範囲内で1施設のみとし、複数存在する場合は統廃合の対象とします。

また、引き続き施設を保有する場合であっても、減築、他施設との複合化など総量縮減に向けた必要な見直しを行います。

なお、財政の健全化を目的に建物系施設保有量の縮減を図るという本計画の性格上、施設の新設や機能の高度化（例えば屋外施設を屋内施設にするなど）といった見直しは、他の公益的施設等で機能補完が可能である場合や、その投資に見合う統廃合等が伴わない限り、原則として行いません。

(3) 統廃合等の検討時期

上記統廃合等は、次に掲げる時期が到来するものから具体化を検討します。

- ①経年劣化により施設の建替え、大規模改修が必要な時期
- ②借地の場合、その賃借契約の更新時期
- ③高齢化、人口減少などにより施設の利用度の低下が恒常的となった時期
- ④その他特別な事情により施設の在り方の見直しが必要となった時点

(4) 情勢変更による保有最小単位の見直し

今後の人口減少や利用率の推移により、将来的に保有最小単位の更なる見直しもありうるものとします。

- ①全域的施設 当市では保有せず、他自治体との広域連携の可能性等
- ②地区別施設 全域的施設への変更または3地区で2施設への調整等
- ③学校区別施設 前提となる学校の統廃合や学区再編に伴う統廃合等

3-2 保有量適正化の手法

施設保有量の適正化の推進に当たっては、以下に示す手法のいずれか又は組み合わせにより具体化を図るものとします。

手法名	内容	取り組みイメージ
1 廃止	利用者ニーズが少ない既存施設等について廃止すること。 (廃止後は解体、譲渡等で処分)	<p>公共施設 → 解体 → 除却 公共施設 → 譲渡・売却 → 民間施設</p>
2 集約化・統合	余剰・余裕スペースを活用し、同一用途や目的は異なるものの、実態が似通っている複数施設を集約・統合すること。	<p>集会施設 A → 機能をBへ統合 (施設A廃止) → 集会施設 B 集会施設 B → A機能を包含 → 集会施設 B</p>
3 多機能化・複合化	余剰・余裕スペースや利用時間帯の違いを活用し、多機能化や複合化を図ること。	<p>スペース活用</p> <p>集会施設 A → 機能をBへ統合 (施設A廃止) → 多機能施設 B' (A+B) 学校施設 B → A機能を追加 → 多機能施設 B' (A+B) (集会施設と学校施設の複合施設)</p>
		<p>時間帯活用</p> <p>例) 児童館の多機能化 児童館で子どもによる利用の少ない午前中を高齢者福祉事業に活用</p> <p>午前中の児童館</p>
4 用途転用	利用率の低い施設を利用の見込まれる用途へ転用すること。	<p>スポーツ施設 A → 施設用途の変更 → 学校施設 A</p>
5 減築	施設の更新時（建替時）に利用者ニーズ量に合わせて施設規模を減らすこと。	<p>集会施設 → 利用しやすい規模に縮小 → 集会施設</p>
6 長寿命化	定期的な点検や計画的な予防保全、大規模改修等により長期に施設を安全に使用できるよう維持すること。	<p>公共施設 → 定期的な更新 → 公共施設</p>

4章 利用想定区域別施設の分類内容

建物系施設保有量適正化の基本的な考え方にに基づき、次のとおり利用想定区域における保有最小単位の施設を「全域的施設」、「地区別施設」、「学校区別施設」に分類します。

4-1 全域的施設

市内全域からの利用を想定し、経営効率等の観点から市内に1か所のみ保有する施設は以下のとおりとします。

なお、括弧書きは複数以上ある場合の現状数であり、従って下線を引いた施設が、今後の統廃合等を検討する対象施設となります。(以下同じ。)

《対象施設（現状数）》

① 行政機関等

市役所・サービスコーナー(3)、保健センター、衛生センター、
せん定枝リサイクル施設、下水終末処理場、浄水場(3)、
教育センター

② 類型施設の中央センター的機能を有する公の施設、または将来的に類似機能の集約・複合化の受け皿となりうる公の施設

総合文化センター（中央公民館、文化会館）、吉田産業会館、
児童研修館（こどもの森）、吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）

③ 専門的又は固有的機能を有する公共施設

産業史料館、長善館史料館、分水良寛史料館、磨き屋一番館、
道の駅「国上」関連施設（ふれあい交流センター（道の駅国上）、
てまりの湯、国上農村環境改善センター）、ビジターサービスセンター、
障がい者地域生活支援センター（はばたき）、
燕勤労者総合福祉センター（あおぞら）・吉田勤労青少年ホーム(2)、
文化財収蔵庫

④ 競技人口が比較的少ない競技向けスポーツ施設

燕北多目的武道場（空手、少林寺拳法等）、吉田アーチェリー場、
ジムナスト分水（器械体操）

4-2 地区別施設

全域的施設又は学校区別施設に分類するもの以外は、人口集中地域（DID）を中心とした生活圏域（概ね合併前の旧市町3地区）の利用を基本とした地区別施設に位置づけ、各地区の人口や面積に応じた均衡を考慮しつつ、施設の機能、経営効率や市民ニーズ等の観点から、施設類型ごとに

- ① 3地区各1か所（燕・吉田・分水の各地区ともに同数で均衡をとる。）
- ② 3地区で2か所（燕地区1、吉田・分水地区1、で均衡をとる。）
- ③ 3地区で4か所（燕地区2、吉田地区1、分水地区1で均衡をとる。）

に調整し、保有量の適正化を図ります。

なお、全域的施設や公益的施設が立地する地区については、当該施設を類型の1施設としてカウントします。

《主な対象施設（現状数）》

① 3地区各1か所とする施設

- ア) 消防署(4) 燕消防署、三王淵出張所、燕・弥彦消防本部・吉田消防署（燕・弥彦総合事務組合）、分水消防署
- イ) 図書館(3) 燕図書館、吉田図書館、分水図書館
- ウ) 老人集会施設(3) 燕老人集会センター、吉田老人センター（シニアセンターよしだ）、分水健康福祉プラザ（公益的施設）
- エ) その他 テニスコート等スポーツ施設の一部 など

② 3地区で2か所とする施設

- ア) 学校給食センター(2) 東部給食センター、西部給食センター

③ 3地区で4か所とする施設

- ア) 総合体育館(4)
 - 燕地区(2) 体育センター、スポーツランド燕
 - 吉田地区(1) 吉田総合体育館
 - 分水地区(1) 分水総合体育館

4-3 学校区別施設

保有の最小単位を学校区とする施設は、以下のとおりとします。

地域のコミュニティ活動に資する地区公民館（公民館分館を含む）やそれに類似する集会施設は、原則として、小学校区に1箇所（地区公民館等がなくても、類似の全域的施設、地区別施設がある場合はこれを1施設としてカウントする）とします。

ただし、将来人口の減少が見込まれ、隣接学校区で施設が近接している小学校区については、利便性が他の小学校区と比較して著しく劣らない限り、1箇所に集約（近接する別施設への集約を含む）するものとします。

また、一部の公民館に付帯されている体育館や浴室等の機能は、他小学校区との均衡を考慮し廃止等の対象とします。

なお、小・中学校、保育施設等については、児童生徒数の推移を踏まえ、別途、施設の統廃合や学校区再編等の適正配置に関する個別計画を作成の上、見直しを進めることとします。

従って、これにより学校区別施設の更なる見直しを行う場合もあります。

さらに、人口減少の推移によっては、将来的に立地の最小基本単位を小学校区から中学校区へ見直す可能性もありうるものとします。

《対象施設》

①小学校区別施設

ア) 地域のコミュニティ活動に資する地区公民館やそれに類似する集会施設

【燕中学校区】 H29(2017)人口：25.7千人⇒H57(2045)人口：22.2千人

ア. 燕東小学校区 (5.6千人⇒4.1千人：面積約3.7km²)

東公民館

イ. 燕西小学校区 (11.7千人⇒9.8千人：面積約6.2km²)

西燕公民館・体育館

ウ. 燕南小学校区 (5.1千人⇒6.3千人：面積約1.9km²)

南公民館

エ. 燕北小学校区 (3.4千人⇒2.0千人：面積約3.3km²)

藤の曲公民館

※東公民館(燕東小学校区)と藤の曲公民館(燕北小学校区)は地理的に近く、学区内人口の推移から判断して、統廃合の対象とします。

【小池中学校区】 H29(2017) : 7.9 千人⇒H57(2045) : 5.4 千人

ア. 大関小学校区 (2.3 千人⇒1.8 千人 : 面積約 2.9 km²)

地区公民館なし

(ただし、燕勤労者総合福祉センター、燕老人集会センターあり)

イ. 小池小学校区 (5.6 千人⇒3.6 千人 : 面積約 7.5 km²)

小池公民館

【燕北中学校区】 H29(2017) : 8.9 千人⇒H57(2045) : 5.0 千人

ア. 小中川小学校区(2) (7.8 千人⇒4.3 千人 : 面積約 8.7 km²)

川前公民館、小中川公民館・体育館

イ. 松長小学校区 (1.2 千人⇒0.7 千人 : 面積約 5.2 km²)

松長公民館

【吉田中学校区】 H29(2017) : 24.1 千人⇒H57(2045) : 18.6 千人

ア. 吉田小学校区(2) (8.8 千人⇒6.0 千人 : 面積約 4.9 km²)

吉田公民館、吉田ふれあいセンター

イ. 吉田南小学校区(2) (8.2 千人⇒8.2 千人 : 面積約 5.4 km²)

吉田産業会館 (全域的集会施設)、市民交流センター

ウ. 吉田北小学校区 (4.6 千人⇒2.9 千人 : 面積約 13.2 km²)

吉田北公民館・体育館・浴室

エ. 粟生津小学校区 (2.6 千人⇒1.5 千人 : 面積約 8.8 km²)

粟生津公民館・体育館・浴室

【分水中学校】 H29(2017) : 13.8 千人⇒H57(2045) : 8.1 千人

ア. 分水小学校区(2) (8.7 千人⇒5.7 千人 : 面積約 6.6 km²)

分水公民館、分水福祉会館

イ. 島上小学校区 (2.1 千人⇒1.1 千人 : 面積約 7.6 km²)

島上農村環境改善センター

ウ. 分水北小学校区 (3.0 千人⇒1.3 千人 : 面積約 19.3 km²)

地区公民館なし

※人口は、平成 29 年(2017 年) 9 月末住基人口⇒平成 57 年(2045 年)推定人口です。

※面積は、国勢調査実施のための境域を基礎に算出したものであり、国土地理院面積等と測定方法がちがうため合計は市の面積と一致しません。

イ) 小学校

燕東小学校、燕西小学校、燕南小学校、燕北小学校、小池小学校、大関小学校、小中川小学校、松長小学校、粟生津小学校、吉田小学校、吉田南小学校、吉田北小学校、分水小学校、分水北小学校、島上小学校

※小学校については、将来的な児童数の動向を踏まえ、学校区の見直しや学校の統廃合などの適正配置について、見直しの検討時期が到来した学校から順次検討を進めます。

ウ) 児童福祉施設（児童館、児童センター、児童クラブ、なかまの会）

東児童センター、白山町児童館、西燕児童館、杉名児童館、小中川児童館、西小児童クラブ、わか竹児童クラブ、大関のなかまの会、島上のなかまの会 等

エ) 保育施設（幼稚園、保育園、こども園）

※幼稚園、保育園及びこども園の適正配置については、これまで「燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画」により進めてまいりました。保育園の統廃合や民営化等、保育施設量の適正化を引き続き推進するためには、将来的な園児数や多様化する保育ニーズ、さらには企業内保育などの民間の動向等を考慮する必要があることから、本計画の目的を踏まえた、「第2次燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画」を別に作成します。

②中学校区別施設

中学校

燕中学校、小池中学校、燕北中学校、吉田中学校、分水中学校

※中学校については、将来的な生徒数の動向を踏まえ、学校区の見直しや学校の統廃合などの適正配置について、見直しの検討時期が到来した学校から順次検討を進めます。

《施設利用想定区域に基づく施設の位置付け（主な施設）》

分類	全 域	地区	学校区
	広 ←		→ 狭
1 公民館・集会施設	中央公民館 吉田産業会館		地区公民館・公民館分館 コミュニティ施設・集会施設
2 図書館・文化施設	文化会館 各史料館	各図書館	
3 スポーツ施設	吉田トレーニングセンター (ビジョンよしだ) 特殊競技施設	体育センター 総合体育館 各種スポーツ施設	
4 保養観光施設	道の駅関係施設 ビジターサービスセンター		
5 保健福祉施設	保健センター 障がい者地域生活 支援センター(はばたき) 勤労者福祉施設	老人集会施設	
6 学校教育施設	教育センター	学校給食センター	小・中学校
7 幼稚園・保育園 ・こども園施設			幼稚園・保育園 こども園
8 児童福祉施設	児童研修館 (こどもの森)	地区型 児童館 子育て支援センター (保育園併設型を除く)	児童館・児童センター 児童クラブ・なかまの会
9 消防施設	燕・弥彦消防本部(広域)		
		消防署・所	
10 市役所庁舎等、 その他施設	市役所 その他行政機関等		

5章 施設類型別の保有量適正化取組方針

本章では、建物系施設の今後の在り方について、類型別に個別具体的な取組方針を示します。なお、以下の取組方針においては、財政的な効率性を優先して、例として各々の施設ごとに適正化案として一つの方向性に帰着させていますが、すべてにおいて現時点で決定しているものではありません。今後各施設について、関係者との協議や諸条件の変化に応じて代替案や選択肢を整理して対応方針を適宜決めていくこととなります。

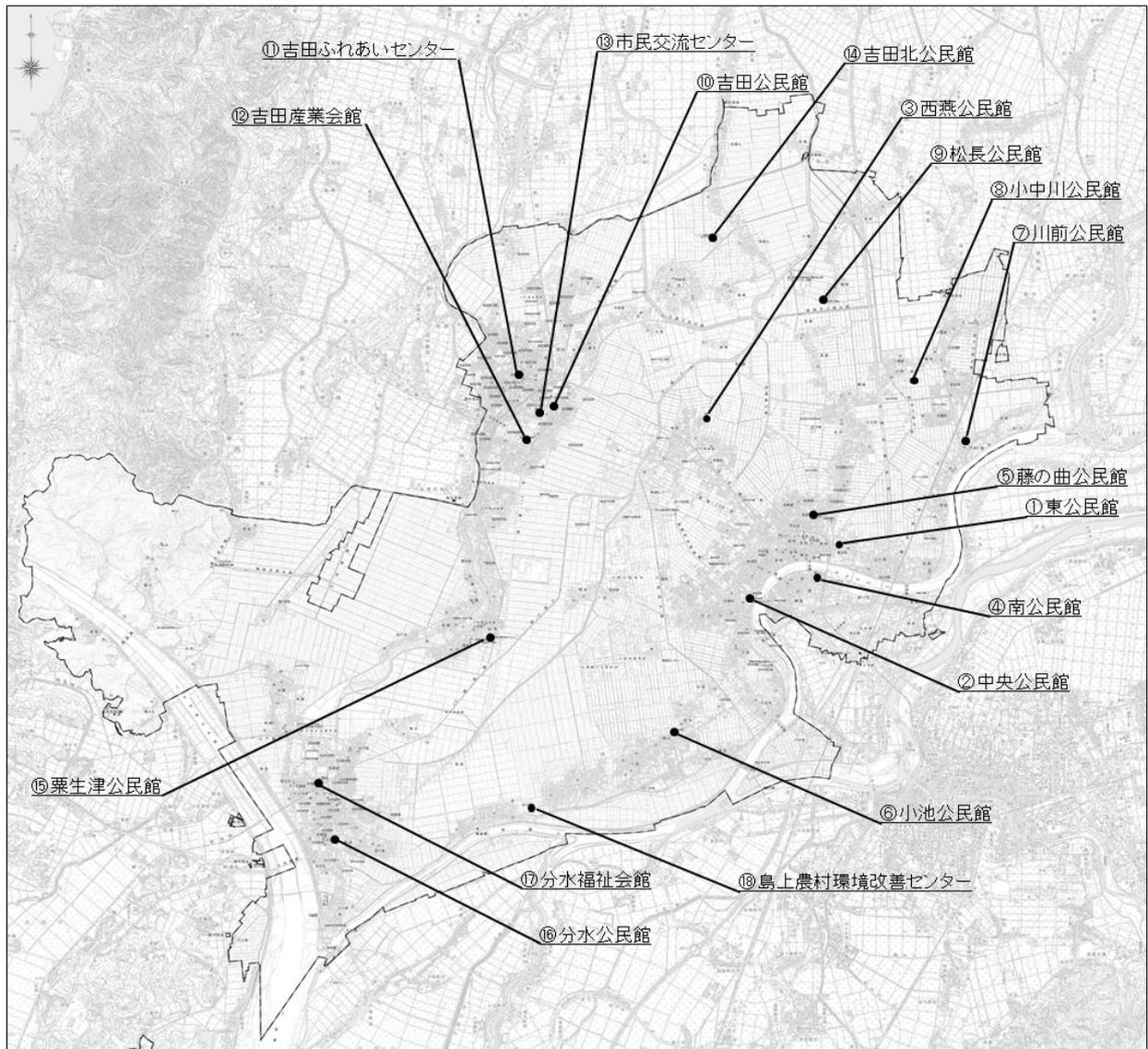
5-1 公民館・集会施設

(1) 対象施設一覧

	利用想定区域	区域名	施設名称	建築年(改修等)	延床面積(m ²)	利用人数(H28)	コスト(円/人/回)	利用率(%)	備考
1	小学校区	燕東小	東公民館	H12	336	12,181	175	14.5	東児童センターと同一建物。延床面積は、公民館部分のみ。
2	全域	燕西小	中央公民館	西棟 S45(H28) 東棟H29	2,082	44,647	606	31.0	
3	小学校区	燕西小	西燕公民館	公民館棟S58 (H22) 体育館棟S60	995	10,468	754	9.5	延べ床面積には、体育館棟を含む。敷地借地。
4	小学校区	燕南小	南公民館	S56 (H27)	496	7,487	393	9.8	
5	小学校区	燕北小	藤の曲公民館	S59	675	7,666	473	9.1	藤の曲保育園と同一建物。延床面積は、公民館部分のみ。
6	小学校区	小池小	小池公民館	S58	497	8,072	491	5.6	
7	小学校区	小中川小	川前公民館	S61	491	6,480	571	9.8	
8	小学校区	小中川小	小中川公民館	公民館棟S54 体育館棟H19	1,111	13,987	270	12.6	延べ床面積には、体育館棟を含む。
9	小学校区	松長小	松長公民館	S60	498	9,465	323	27.8	
10	小学校区	吉田小	吉田公民館	S50 (H27)	1,550	31,097	735	20.6	
11	小学校区	吉田小	吉田ふれあいセンター	S46 (H20)	1,502	18,610	475	14.1	
12	全域	吉田南小	吉田産業会館	S59 (H30)	4,629	94,817	266	32.2	
13	小学校区	吉田南小	市民交流センター	S45 (H27)	3,074	12,087	964	13.8	
14	小学校区	吉田北小	吉田北公民館(吉田北体育文化センター)	公民館棟S57(H30) 体育館棟S57	2,527	14,797	646	34.0	吉田北体育センターと同一建物。延べ床面積には、体育センター棟を含む。
15	小学校区	粟生津小	粟生津公民館(粟生津体育文化センター)	公民館棟S56(H27) 体育館棟S56	2,415	10,461	903	18.6	粟生津体育センターと同一建物。延べ床面積には、体育センター棟を含む。
16	小学校区	分水小	分水公民館	S57	2,480	34,079	565	17.2	
17	小学校区	分水小	分水福祉会館	S50 (H23)	847	11,802	437	28.7	
18	小学校区	島上小	島上農村環境改善センター	H8	438	5,650	509	27.6	

※表や模式図中の建築年(改修等)は、耐用年数積算の関係上、完工年等(平成30年度事業は着手年度)としてあります(以下同じ)。

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

① 全域的施設

- ア. 中央公民館は、市の全域を事業対象とする社会教育の拠点施設であり、また、平成 27 年度には西棟の耐震改修工事、平成 28 年度には東棟増築工事を実施していることから、当分の間は現在の施設を存続し、将来的には分散している他の集会施設を集約化する際の受け皿として機能させます。
- イ. 吉田産業会館は、旧吉田町が産業振興のために必要な場を提供する目的で設置された施設であるが、産業振興施設としての機能は燕三条地場産業振興センターに譲る面が多くなったとは言え、市内で最大の床面積の大ホールを備えているなど他の目的にも有効活用できる貴重な施設であることから、当分の間は現在の施設を存続し、将来的には分散している他の集会施設を集約化する際の受け皿の施設として機能させます。

② 学校区別施設

【燕中学校区】

- ア. 東公民館（燕東小学校区）と藤の曲公民館（燕北小学校区）は、学区内の将来人口が大きく減少することが見込まれ、施設も近接していることから中期における集約化・統合を検討します。具体的には、東公民館は現状で機能を併せ持つ児童クラブ等の拡充が必要であり、藤の曲公民館は施設の老朽化が著しいことから、両施設に近接しており、大規模改修も完了しエレベーターをはじめとしてバリアフリー化に対応している市役所燕庁舎を、公民館機能集約化の有力な選択肢として水道局移転後に検討します。
- イ. 西燕公民館（燕西小学校区）は、敷地の約 2,000 m²を借地し、維持管理費の負担が大きいことから、早い時期に他の既存公共施設への移転（複合化・用途転用）を検討します。なお、付随する体育館は、移転の時期において廃止を検討します。
- ウ. 南公民館（燕南小学校区）は、将来人口が増加する見込であり、燕南小学校区で1箇所のみ公民館として平成 27 年度に大規模改修を実施済であることから、現状どおりとします。

【小池中学校区】

- ア. 大関小学校区には、地区公民館の設置はありませんが、燕勤労者総合福祉センター（あおぞら・全域的施設）、燕老人集会センター（地区別施設）が、また近隣に中央公民館（全域的施設）が存在していることから、現状のままとします。

イ. 小池公民館は、小池小学校区で1箇所の公民館であることから、現状どおりとします。

【燕北中学校区】

ア. 小中川小学校区は、川前公民館と小中川公民館の2箇所の地区公民館がある市内唯一の小学校区であることから、中期又は後期において集約化・統合を検討します。また、小中川公民館に付随する体育館は、大規模改修の時期において廃止を検討します。

イ. 松長公民館（松長小学校区）は、今後検討する学校区の見直しなど学校の適正配置における松長小学校の在り方を踏まえて、方向性を検討します。

【吉田中学校区】

ア. 吉田小学校区は、吉田公民館と吉田ふれあいセンターの2施設が存在していることから、利用者が減少傾向(H18：27,857人→H28：18,610人)である吉田ふれあいセンターを外装や設備の改修期となる中期において、吉田公民館や隣接学校区の吉田産業会館への集約化・統合を検討します。なお、入居団体とは、他の施設への移転について協議を行います。

イ. 市民交流センター（吉田南小学校区）は、集会施設の他に貸館、子育て支援施設機能を有する施設として、市役所旧吉田庁舎の改修により平成26年度に開設したことから当分の間存続します。しかしながら、計画期間終了直後に改築期を控えていることから、後期において、吉田産業会館への集会施設機能の分散による減築等施設規模の見直しや、現有施設機能の他施設への適切な分散等、その在り方や方向性を検討します。

ウ. 吉田北公民館（吉田北小学校区）は、前期において浴室機能を廃止します。また、付随する体育館は、大規模改修の時期において廃止を検討します。

エ. 粟生津公民館（粟生津小学校区）は、前期において浴室機能を廃止します。また、付随する体育館は、大規模改修の時期において廃止を検討します。

【分水中学校区】

ア. 分水小学校区は、分水公民館と分水福祉会館の2施設が存在していることから、利用者が減少傾向(H18：15,609人→H28：11,802人)である分水福祉会館を設備改修が必要となる中期において、分水公民館への集約化・統合を検討します。なお、入居団体とは、他の施設への移転について協議を行います。

イ. 島上農村環境改善センターは、島上小学校区内で唯一の集会施設であることから、現状どおりとします。

ウ. 分水北小学校区には、地区公民館施設の設置はありませんが、自治会や地域の施設の活用等により集会施設機能が補完されていることから現状のままとします。

《公民館・集会施設再編（適正化案）模式図》

〔燕地区〕

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
中央公民館 (西棟 S45) (耐震改修等 H28) (東棟 H29)	存続	存続	存続 西棟改築期
東公民館 (H12)	存続	集約化・統合検討 燕庁舎等への機能移転検討	東児童センターとして存続
藤の曲公民館 (S59)	存続	集約化・統合検討 大規模改修期 燕庁舎等への機能移転検討	統合存続
西燕公民館 (公民館棟 S58) (体育館棟 S60) (大規模改修等 H22)	移転検討 借地の解消	移転により存続 体育館廃止	存続
南公民館 (S56) (大規模改修等 H27)	存続	存続	存続 外装・設備改修期
小池公民館 (S58)	存続	存続 大規模改修期	存続
川前公民館 (S61)	存続	集約化・統合検討 外装・設備改修期	統合存続
小中川公民館 (公民館棟 S54) (体育館棟 H19)	存続	集約化・統合検討 公民館棟 大規模改修期	体育館廃止(ただし小中川公民館 存続の場合は体育館棟改修期)
松長公民館 (S60)	方向性検討 松長小学校の在り方を踏まえての検討	方向性検討 松長小学校の在り方を踏まえての検討	方向性検討 松長小学校の在り方を踏まえての検討

〔吉田地区〕

施設名(建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
吉田公民館 (S50) (大規模改修等 H27)	存続	存続	機能集約 改築検討期
吉田ふれあい センター(S46) (大規模改修等 H20)	存続	集約化・統合検討 外装・設備改修期	
吉田産業会館 (S59) (大規模改修等 H30)	存続	存続	機能集約
市民交流 センター(S45) (大規模改修等 H27)	存続	存続	改築期を控え施設機能の 在り方や方向性検討 改築検討期
吉田北公民館 (公民館棟 S57 体育館棟 S57) (大規模改修等 H30)	存続 浴室機能廃止	存続	存続 体育館廃止(外装・設備改修期)
粟生津公民館 (公民館棟 S56 体育館棟 S56) (大規模改修等 H27)	存続 浴室機能廃止	存続	存続 体育館廃止(外装・設備改修期)

〔分水地区〕

施設名(建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
分水公民館 (S57)	存続	存続	機能集約 改築検討期
分水福祉会館 (S50) (大規模改修等 H23)	存続	集約化・統合検討 外装・設備改修期	
島上農村環境 改善センター (H8)	存続	存続	存続 大規模改修期

5-2 文化施設（図書館、文化会館、史料館）

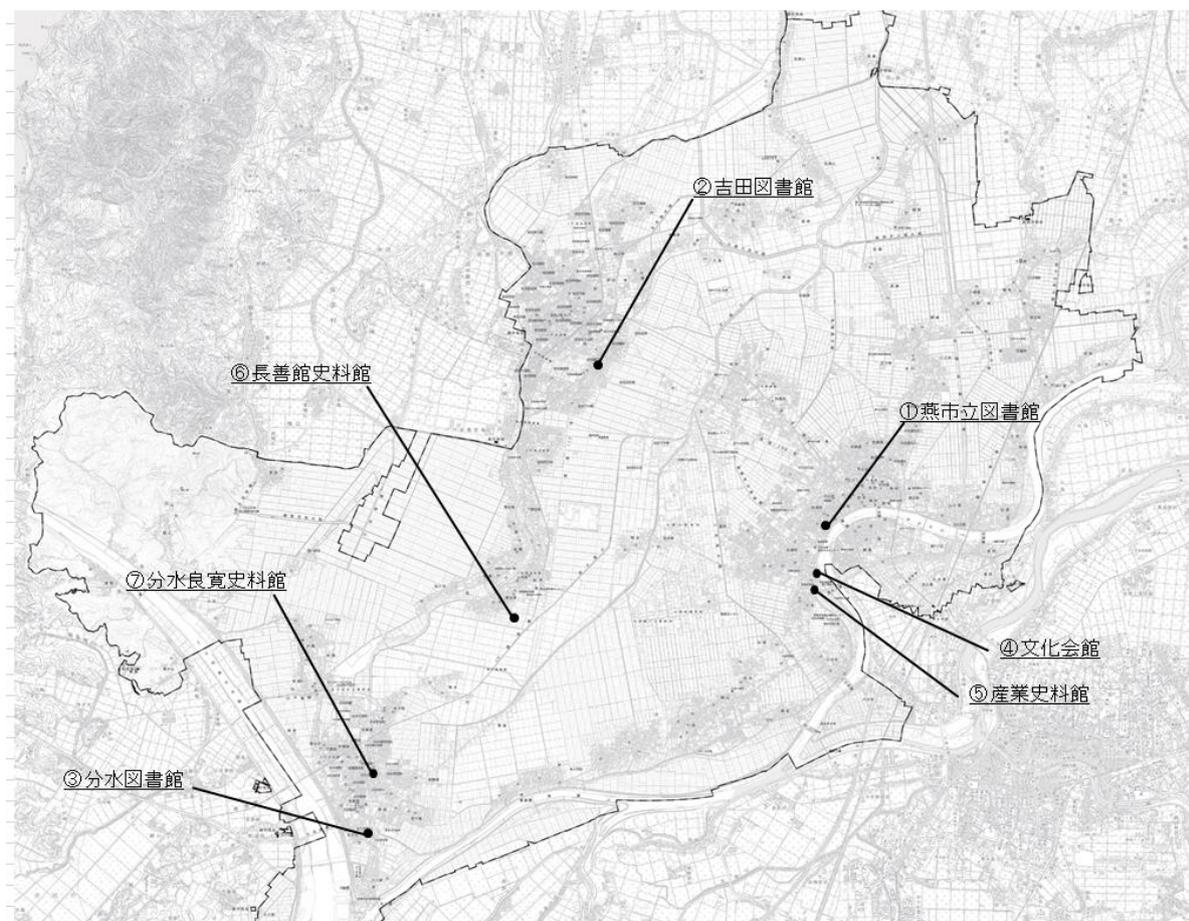
（1）対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用 人数 (H28)	コスト (※1)	利用 率・量 (※2)	備考
1	地区	燕地区	燕市立図書館	S57 (H30)	1,523	106,320	389	1.0	敷地借地。
2	地区	吉田地区	吉田図書館	S57	941	152,395	189	1.7	
3	地区	分水地区	分水図書館	S57	214	56,404	247	1.3	分水公民館内施設。面積は図書館部分のみ。
4	全域	—	文化会館	S56 (H27)	3,245	37,644	210	11.6	
5	全域	—	産業史料館	本館S47 (H30) 新館H20	2,222	13,825	1,290	45.5	
6	全域	—	長善館史料館	H2	443	1,417	3,047	4.6	吉田老人いこいの家「長善館」を含む。
7	全域	—	分水良寛史料館	S54	1,076	3,450	2,108	11.2	

※1 コスト単位：図書館(円/冊)、文化会館(円/人/回)、史料館(円/人/回)

※2 利用率・量単位：図書館 貸出図書数/蔵書数(倍)、文化会館 利用率(%)、史料館(人/日)

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

①図書館

各地区内で市民の教養・調査研究に資するために必要な資料や情報を収集・提供してきた経過や、各地区1箇所の均衡ある配置状況を踏まえて地区別施設として当分の間は現在の3施設を存続します。一方で、いずれの施設も平成53～54年(2041～2042年)に建築後60年を経過し、同時期に現況規模による全館改築等は財政的に困難なことから、長期的には耐用年数の経過を目途に、3施設を統合し全域的施設として(仮称)中央図書館の建設若しくは、3地区各々で既存公民館との統合による多機能化・複合化を検討します。

《図書館再編(適正化案)模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
燕図書館 (S57) (大規模改修等H30)	存続	存続	統合又は多機能化検討 改築検討期(H53 建築後60年経過・耐用目標70年施設)
吉田図書館 (S57)	存続	存続	統合又は多機能化検討 改築検討期(H54 建築後60年経過・耐用目標70年施設)
分水図書館 〔分水公民館内〕 (S57)	存続	存続	統合又は多機能化検討 公民館改築検討期(H54 建築後60年経過・耐用目標70年施設)

②文化会館

文化会館は、鑑賞しやすい階段状の大ホールや楽屋、練習室等を備えた本市唯一の施設であることから、当分の間は全域的施設として現在の施設を存続しますが、長期的には建物の耐用年数を経過することから、適切な時期に改築(現地改築又は移転改築)や他の自治体との広域連携を検討します。

《文化会館再編(適正化案)模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
文化会館 (S56) (舞台照明設備改修H27)	存続	存続	改築(現地又は移転) 広域連携検討 改築検討期(H52 建築後60年経過・耐用目標70年施設)

③史料館

産業史料館、長善館史料館、分水良寛史料館はいずれも地域固有の歴史に根ざした関連史料を保存・展示している施設であり、それぞれ施設設置の意義や目的が異なることから、3館とも全域的施設として当分の間存続します。

産業史料館は、平成30年度に本館等のリノベーション（改修工事）を実施していることから、長寿命化を図りながら存続します。

長善館史料館は、隣接する取得済みの市有地活用を視野に入れながら将来的な方針を検討します。また、隣接する吉田老人いこいの家「長善館」は、書院と御霊壇の間の保存等を検討の上、廃止します。

分水良寛史料館も存続しますが、現在の場所は良寛に関連した史跡等から遠距離にあり、入館者数が減少傾向（H18：5,428人→H28：3,450人）にあることから、より適切な立地場所への移転改築も含め、長期的にその在り方を検討します。

《史料館再編（適正化案）模式図》

施設名（建築年等）	前期（H31～H34） 2019～2022年度	中期（H35～H44） 2023～2032年度	後期（H45～H56） 2033～2044年度
産業史料館 （本館 S47） （本館リノベーション H30） （新館 H20）	存続	存続	存続 新館リノベーション
長善館史料館 （H2） ・吉田老人いこいの家 「長善館」（S8）	存続 吉田老人いこいの家 機能の廃止	存続	存続 隣接地等の活用検討 大規模改修期
分水良寛史料館 （S54）	存続	存続	移転改築を含めた 在り方の検討 改築検討期 （H51 建築後 60 年経過）

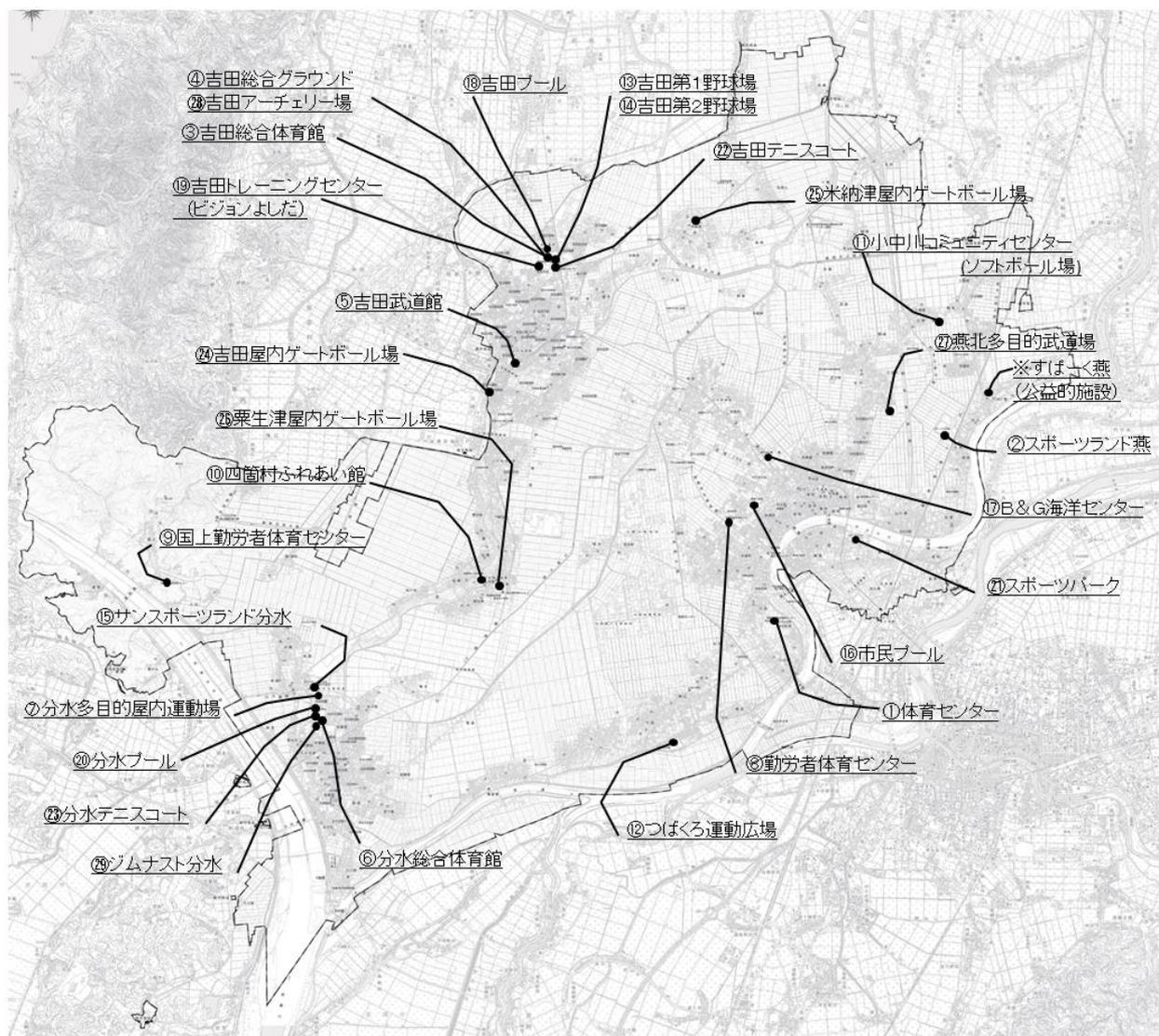
5-3 スポーツ施設

(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用 人数 (H28)	コスト (円/人 /回)	利用 率(%)	備考
1	地区	燕地区	体育センター	S51 (H30)	7,732	142,248	378	61.8	武道館建築 S57 研修館建築 H3
2	地区	燕地区	スポーツランド燕	H6 (H30)	3,294	44,612	411	17.7	屋内練習場建築 H22
3	地区	吉田地区	吉田総合体育館	S52 (H27)	4,903	63,080	321	57.9	
4	地区	吉田地区	吉田総合グラウンド	S51	-	16,189	22	18.0	
5	地区	吉田地区	吉田武道館	S53 (H29)	1,166	11,394	124	15.0	
6	地区	分水地区	分水総合体育館	S50 (H28)	5,723	83,750	267	31.8	地域交流センター 建築 H22
7	地区	分水地区	分水多目的 屋内運動場	1号棟 H9 2号棟 H19	2,474	20,895	115	44.4	
8	地区	燕地区	勤労者体育 センター	S60	919	18,929	293	38.6	敷地借地。
9	地区	分水地区	国上勤労者体育 センター	S63	1,070	11,800	324	23.9	
10	地区	分水地区	四箇村 ふれあい館	H11	779	12,145	403	25.1	
11	地区	燕地区	小中川コミュニティ センター(ソフトボール場)	S54	-	4,981	612	15.4	敷地借地。
12	地区	燕地区	つばくろ運動広場	H3	-	3,203	588	39.6	
13	地区	吉田地区	吉田第1野球場	S50	-	8,911	328	24.8	
			吉田第2野球場	S51	-	12,215	-	51.0	
14	地区	分水地区	サンスポーツランド 分水	H5	-	7,996	706	13.9	
15	地区	燕地区	市民プール	S36	113	-	-	-	
16	地区	燕地区	B&G海洋センター	S60 (H26)	980	29,944	661	86.0 ※	※利用率欄には、 人/日を記載
17	地区	吉田地区	吉田プール	S54	368	-	-	-	
18	全域	-	吉田トレーニングセン ター(ビジョンよしだ)	H6	4,716	157,661	751	508.6 ※	※利用率欄には、 人/日を記載
19	地区	分水地区	分水プール	S54 (H29)	561	3,416	559	148.5 ※	※利用率欄には、 人/日を記載
20	地区	燕地区	スポーツパーク	S57	196	23,846	197	39.4	
21	地区	吉田地区	吉田テニスコート	S51 (H29)	-	14,109	66	24.9	
22	地区	分水地区	分水テニスコート	S54	-	7,318	121	11.0	
23	地区	吉田地区	吉田屋内 ゲートボール場	S63	1,274	8,792	153	54.9	
24	地区	吉田地区	米納津屋内 ゲートボール場	H6	617	2,575	312	32.4	
25	地区	吉田地区	粟生津屋内 ゲートボール場	H5	626	2,937	288	29.9	
26	全域	-	燕北多目的武道場	H5 (H29)	659	-	-	-	
27	全域	-	吉田アーチェリー場	H28	-	-	-	-	
28	全域	-	ジムナスト分水	H11	607	10,720	77	36.8	

*燕地区には、すばく燕（屋内ゲートボール場・公益的施設）があります。

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

スポーツ施設については、利用者が一定程度広域移動が可能な場合が多いことを踏まえ、吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）を全域的施設に、その他は原則として地区別施設の位置づけとした上で、次により適正化を進めます。

① 全域的施設

ア. 吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）は、プール（競技用・流水）、浴室、サウナ、トレーニングルーム等を有し、年間利用者数が10万人を超える市を代表する複合型スポーツ施設であることから、全域的施設として当分の間は存続し、今後予定している大規模改修の中で既存機能の強化や各施設に分散しているトレーニングルーム等の機能集約を進めます。

イ. 特殊競技施設（燕北多目的武道場（空手、少林寺拳法等）・吉田アーチェリー場・ジムナスト分水（器械体操））

市内に1箇所のみ特殊競技施設は、競技人口が比較的少ないことから、それぞれを全域的施設として今後も各地区に1箇所とし、新たな整備は原則行わないものとします。

② 地区別施設

ア. 総合体育館、地区体育館

体育館は、施設改修に多額の経費を要するため保有数の縮減は重要であることから、原則として生活圏域ごとに総合体育館（付随又は近接している屋内運動場、グラウンド、武道館等を含む。）1箇所のみとし、地区公民館に併設されている体育館や勤労者体育センター（以下「地区体育館」という。）は、小学校の施設開放や総合体育館で代替することで統廃合の対象とします。

ただし、燕地区については、他地区との面積や人口規模を考慮するとともに、近隣の地区体育館の受け皿の観点からもスポーツランド燕は当分の間存続するものとします。

A 総合体育館（4）

- ・ 体育センターや各総合体育館は、計画的な改修により長寿命化を図ります。ただし、吉田武道館は、利用者数の推移を踏まえて、後期における吉田総合体育館の改築に合わせて集約化・統合を検討します。

燕地区(2)	体育センター(武道館、研修館)、スポーツランド燕
吉田地区(1)	吉田総合体育館(吉田武道館)
分水地区(1)	分水総合体育館(分水武道館、地域交流センター)

B 地区体育館(7)

- ・ 勤労者体育センターは、利用者が減少傾向(H18:27,823人→H28:18,929人)にあり、敷地のうち約1,800㎡を借地していることから、外装・設備改修期である中期を目途に主に体育センターを受け皿として利用調整を図り、集約化・統合を検討します。
- ・ 国上勤労者体育センターは、利用率も低く、中期において大規模改修を行う時期を迎えることから統廃合の対象となる施設ですが、一方で周辺に他の公共施設がなく、地域唯一の避難所となっているものです。具体的な検討に当たっては、代替施設での避難所機能の確保や入居団体が他施設へ移転できるかどうか、また、必要最小限の施設機能や規模への見直しなどを検討した上で、結論を得るものとします。
- ・ 四箇村ふれあい館は、粟生津地区の公共施設集約地域と近接していることから、大規模改修が必要な後期において、粟生津小学校施設開放等を受け皿として利用調整を図り、廃止を検討します。
- ・ 一部の地区公民館に付帯されている西燕体育館(公民館併設)、小中川体育館(公民館併設)、粟生津体育センター、吉田北体育センターは、大規模改修が必要な時期において廃止を検討します。※「5-1 公民館・集会施設」の分類でも記載。

燕地区(3)	<u>西燕体育館(公民館併設)</u> 、 <u>勤労者体育センター</u> 、 <u>小中川体育館(公民館併設)</u>
吉田地区(2)	<u>粟生津体育センター</u> 、 <u>吉田北体育センター</u>
分水地区(2)	<u>国上勤労者体育センター</u> 、 <u>四箇村ふれあい館</u>

イ. テニスコート(3)

テニスコートについては、現状において各地区1箇所の地区別施設となっており、これを当分の間維持します。

燕地区(1)	スポーツパーク
吉田地区(1)	吉田テニスコート
分水地区(1)	分水テニスコート

ウ. プール(5)

一般市民を対象としたプールについては、屋外プールが各地区に1箇所、屋内プールが、燕地区、吉田地区に各1箇所あります(全域的施設を含む)。

このうち屋外プールの市民プール(燕地区)、吉田プール(吉田地区)については、老朽化により管理棟の改修が必要となっていますが、利用者数も非常に少ないため、管理棟の閉鎖及び学校施設へ移管・用途転用した上で、将来的には学校間共同利用などさらなる効率化を検討します。

またこれに伴い、分水プールを市民プール(屋外)とする名称変更や受益者負担の適正化も検討します。

燕地区(2)	<u>市民プール</u> (屋外)、B&G 海洋センター(屋内)
吉田地区(2)	<u>吉田プール</u> (屋外)、 吉田トレーニングセンター(ビジョンよしだ)(屋内・全域的施設)
分水地区(1)	<u>分水プール</u> (屋外)

エ. 野球場・ソフトボール場(5)

野球場・ソフトボール場については、屋外施設であり施設維持・改修費用の負担が比較的少ないものの、施設数が多い一方で競技人口の減少が進んでいるため、市全体での保有数の縮減を行うものとします。

- ・ 小中川コミュニティセンター(ソフトボール場)は、利用率が低く、敷地のうち約4,600㎡を借地していることから、前期において主にスポーツランド燕を受け皿として利用調整を図り、集約化・統合を検討します。
- ・ つばくろ運動広場は、廃棄物処分場の跡地であり、他用途での活用には制約があることから、当分の間現状のままとします。
- ・ サンスポーツランド分水は、野球場の中では利用率が低い一方で、管理棟が設置されていることから施設更新時の財政負担が大きく、周辺環境から有効な跡地利用が見込まれるため、管理棟の改修期を迎える中期において廃止を検討します。

燕地区(3)	スポーツランド燕(野球場、多目的競技場)、 <u>小中川コミュニティセンター(ソフトボール場)</u> 、 つばくろ運動広場(2面)
吉田地区(1)	吉田第1・2野球場
分水地区(1)	<u>サンスポーツランド分水</u>

オ. サッカー場

サッカー場は、平成 28 年に市議会でサッカー環境整備に関する請願が採択されていることから、整備に係る財源を確保した上で、未利用市有地の活用や公共施設数の縮減において生じる跡地等において、整備を検討します。

カ. 屋内ゲートボール場(5)

屋内ゲートボール場は、競技人口や利用頻度が減少傾向にあり、維持管理コストなどの経営効率の観点から、地区別施設としての保有数に縮減します。

- ・ 燕社会福祉協議会所有のすばーく燕は、ゲートボールに限らず多目的に活用されており、平成 30 年度に日本財団の補助を受けて大規模改修を行ったことから、当分の間存続します。
- ・ 吉田屋内ゲートボール場、米納津屋内ゲートボール場、粟生津屋内ゲートボール場は、いずれも利用者数が減少(吉田屋内ゲートボール場 H19:9,160 人→H28:8,792 人、米納津屋内ゲートボール場 H19:4,736 人→H28:2,575 人、粟生津屋内ゲートボール場 H19:13,896 人→H28:2,937 人)しているため、外装・設備改修期である中期において、1 箇所への集約化・統合を検討します。
- ・ 分水多目的屋内運動場は、ゲートボール場を有する多目的施設であり、当分の間は存続しますが、大規模改修期である後期において用途転用や減築など保有量適正化の在り方を検討します。

燕地区(1)	(すばーく燕・公益的施設)
吉田地区(3)	<u>吉田屋内ゲートボール場、米納津屋内ゲートボール場、</u>
	<u>粟生津屋内ゲートボール場</u>
分水地区(1)	分水多目的屋内運動場

《スポーツ施設再編（適正化案）模式図》

〔燕地区〕

施設名(建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
体育センター (体育館 S51 武道館 S57 研修館 H3 (大規模改修等 H30))	→ 存続	→ 存続	→ 機能集約 改築検討期
勤労者体育センター (S60)	→ 存続	→ 集約化・統合検討 借地の解消、外装・設備改修期	
スポーツランド燕 (体育館・多目的 競技場・野球場 H6 屋内練習場 H22 (大規模改修等 H30))	→ 存続	→ 機能集約 野球場管理棟 大規模改修期	→ 存続 体育館・屋内練習場 大規模改修期
小中川コミュニティセンター(ソフトボール場) (S54)	→ 集約化・統合検討 借地の解消		
スポーツパーク (S57)	→ 存続	→ 存続	→ 存続 管理棟 外装・設備改修期
B&G 海洋センター (S60) (大規模改修等 H26)	→ 存続	→ 機能集約 管理棟 大規模改修期	→ 存続
市民プール (S36)	→ 所管替え検討 (学校施設へ用途転用)	→ 小学校プールとして存続	→ 小学校プールとして存続
つばくろ運動広場 (H3)	→ 存続	→ 存続	→ 存続
燕北多目的武道場 (H5) (大規模改修 H29)	→ 存続	→ 存続	→ 存続 外装・設備改修期
すぱーく燕 (公益的施設)	→ 継続利用		

〔吉田地区〕

施設名(建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
吉田総合体育館 (S52) (大規模改修等 H27)	存続	存続 外装・設備改修期	機能集約
吉田武道館 (S53) (大規模改修等 H29)	存続	存続	集約化・統合検討 外装・設備改修期
吉田総合グラウンド (S51)	存続	存続	存続
吉田テニスコート (S51) (大規模改修等 H29)	存続	存続	存続
吉田トレーニングセンター (ビジョンよしだ) (H6)	存続 大規模改修期	機能集約	存続
吉田プール (S54)	所管替え検討 (学校施設へ用途転用)	中学校プールとして存続	中学校プールとして存続
吉田第1・2野球場 (第1野球場:S50) (第2野球場:S51)	存続	存続	存続
吉田屋内 ゲートボール場 (S63)	存続	集約化・統合検討 外装・設備改修期	統合
米納津屋内 ゲートボール場 (H6)	存続	集約化・統合検討 外装・設備改修期	
粟生津屋内 ゲートボール場 (H5)	存続	集約化・統合検討 外装・設備改修期	
吉田アーチェリー場 (H28)	存続	存続	存続

〔分水地区〕

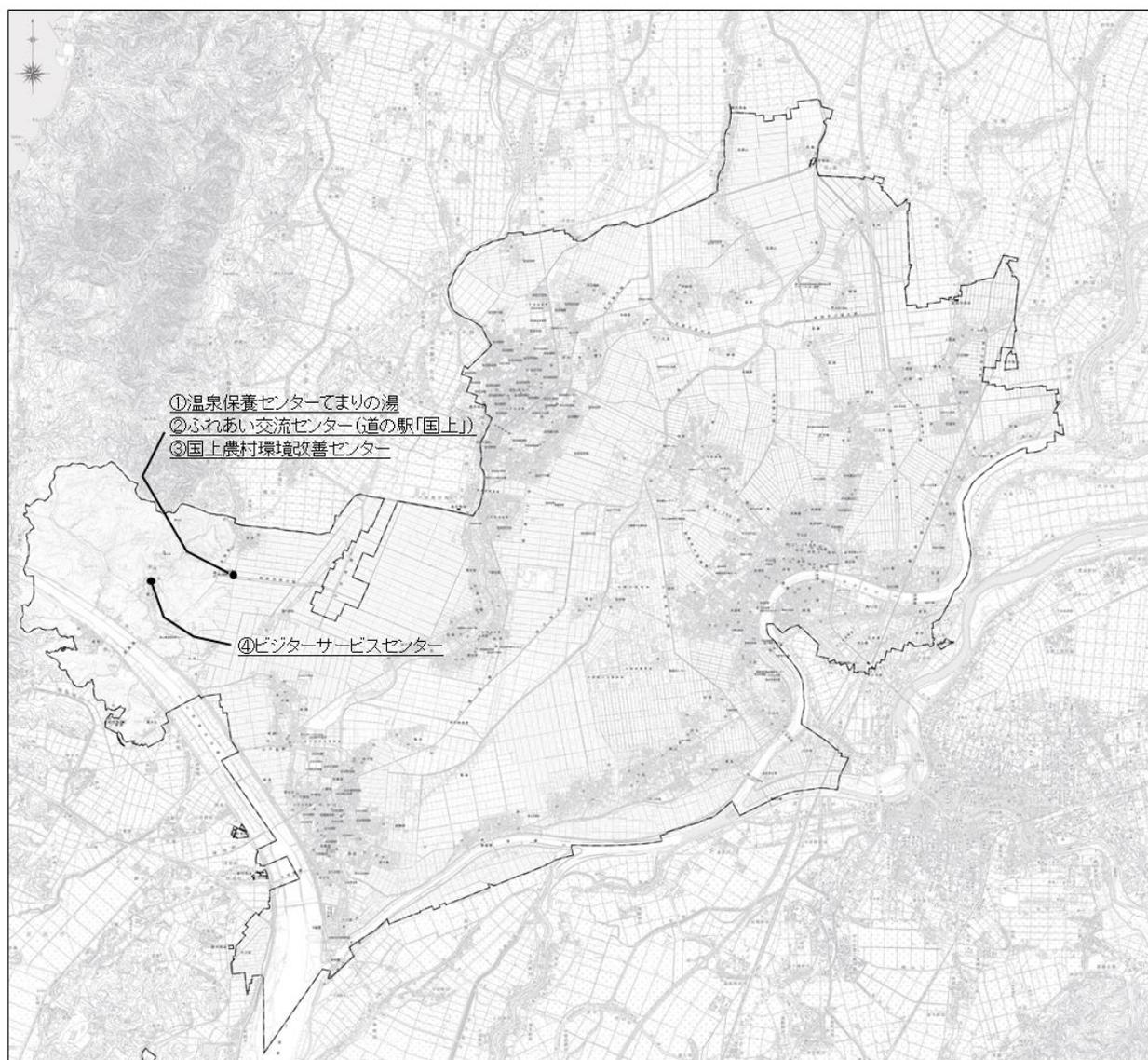
施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
分水総合体育館 (体育館・武道館 S50) (地域交流センターH22) (大規模改修等 H28)	存続 体育館 天井耐震等改修期	存続 外装・設備改修期	存続
分水多目的屋内運動場 (1号棟 H9) (2号棟 H19)	存続	存続	用途転用・減築等 保有量の在り方検討 大規模改修期
国上勤労者 体育センター (S63)	存続	廃止、施設規模縮小検討 大規模改修期	避難機能確保
四箇村ふれあい館 (H11)	存続	存続	廃止検討 大規模改修期
分水テニスコート (S54)	存続	存続	存続
分水プール (S54) (大規模改修等 H29)	存続	存続	存続 管理棟 大規模改修期
サンスポーツ ランド分水 (H5)	存続	廃止検討 管理棟 大規模改修期	
ジムナスト分水 (H11)	存続	存続 大規模改修期	存続

5-4 保養観光施設

(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用 人数 (H28)	コスト (円/人/ 回)	利用量 (人/日)	備考
1	全域	—	温泉保養センター てまりの湯	H5 (H20)	797	134,214	56	394.7	
2	全域	—	ふれあい交流センター (道の駅「国上」)	H14 (H28)	630	106,521	145	333.9	
3	全域	—	国上農村環境 改善センター	H5	565	—	—	—	てまりの湯 と一体的施設
4	全域	—	ビジターサービスセンター	H5	521	14,319	391	60.7	

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

保養観光施設（温泉保養センターてまりの湯、ふれあい交流センター、ビジターサービスセンター等）は、専門的で固有な機能を有するものであることから、全域的施設として引き続き保有します。

このうち、温泉保養センターてまりの湯、ふれあい交流センター（道の駅「国上」）、国上農村環境改善センターは、道の駅の一体的施設として民間委託によりサービスや収益の向上、利用者の増加が見込める施設であるため、引き続き指定管理者制度等の活用による効率的な運営を推進します。

ビジターサービスセンターは、利用者数や収益の推移を踏まえ、大規模な外装改修期の中期において、飲食サービス提供についてはキッチンカーなど民間事業者を活用する等、廃止を含めて方向性を検討します。

《保養観光施設再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期 (H31～H34) 2019～2022 年度	中期 (H35～H44) 2023～2032 年度	後期 (H45～H56) 2033～2044 年度
道の駅「国上」 ・温泉保養センター てまりの湯(H5) (大規模改修等 H20) ・ふれあい交流 センター(H14) (大規模改修等 H28) ・国上農村環境 改善センター(H5)	→ 存続 →	→ 存続 → てまりの湯・ふれあい交流センター 外装・設備改修期	→ 存続 → てまりの湯・ふれあい交流センター 国上農村環境改善センター 大規模改修期
ビジターサービス センター (H5)	→ 存続 →	→ 廃止を含め 方向性の検討 → 外装改修期	

5-5 保健福祉施設

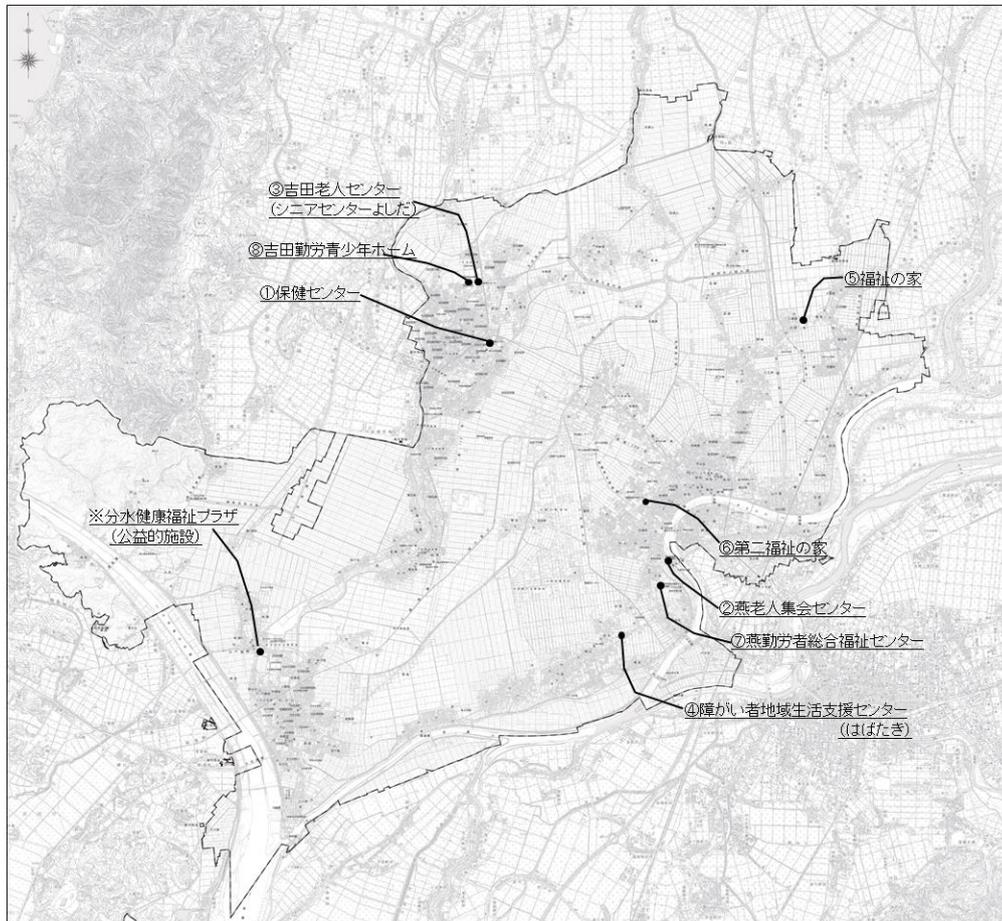
(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用 人数 (H28)	コスト (円/人/ 回)	利用量 (人/日)	備考
1	全域	—	保健センター	H2 (H24)	1,605	—	—	—	
2	地区	燕地区	燕老人集会センター	H3	710	35,064	557	113.8	※3
3	地区	吉田地区	吉田老人センター (シニアセンターよした)	S51	900	13,035	1,038	42.3	
4	全域	—	障がい者地域生活支援 センター(はばたき)	H20	765	—	—	—	
5	—	—	福祉の家	S49	630	—	—	—	敷地借地
6	—	—	第二福祉の家	S35	232	—	—	—	
7	全域	—	燕勤労者総合福祉 センター(あおぞら)	S63	1,194	19,405	468	22.5 ※1	※1 利用量欄に は利用率記載
8	全域	—	吉田勤労青少年ホーム	S50	975	5,830	739	4.5 ※1	※1 利用量欄に は利用率記載

※2 分水地区には、分水健康福祉プラザ(公益的施設)があります。

※3 燕老人集会センターの利用人数、コスト、利用量は一体管理している付随施設の老人福祉センター(公益的施設)を含んで算出しています。

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

①保健センター

保健センターは、市民の健康づくりの推進に必要な行政機関であり、合併時に各地区にあった施設を、平成 28 年度までにおいて集約化・統合を図ったことから、全域的施設として保有するものとします。

《保健センター再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期 H31～H34) 2019～2022 年度	中期(H35～H44) 2023～2032 年度	後期(H45～H56) 2033～2044 年度
保健センター (H2) (大規模改修等 H24)	→ 存続 →	→ 存続 → 外装・設備改修期	→ 存続 →

②老人集会施設

燕老人集会センター、吉田老人センター（シニアセンターよしだ）は、各地区老人クラブの地域活動の拠点であり地区別施設として、当分の間保有するものとします。なお、分水地区の老人集会施設機能は、社会福祉法人へ平成 28 年度に譲渡した分水健康福祉プラザが、譲渡前の状況と同様の条件で使用できているため、当該施設を継続して位置付けるものとします。

《老人集会施設再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022 年度	中期(H35～H44) 2023～2032 年度	後期(H45～H56) 2033～2044 年度
燕老人集会センター (H3)	→ 存続 →	→ 存続 → 外装・設備改修期	→ 存続 →
吉田老人センター (シニアセンターよしだ) (S51)	→ 存続 →	→ 存続 → 大規模改修期	→ 存続 →
分水健康福祉プラザ (公益的施設)	→ 継続利用 →		

③障がい者等福祉施設等

- ・ 障がい者地域生活支援センター（はばたき）は、専門的で固有な機能を有する全域的施設である一方で、障がい福祉サービスを担う公益的法人による経営で一層のサービス向上が見込めるため、公益的法人への譲渡を検討します。
- ・ 福祉の家は、敷地内に借地約 700 m²余があり、耐震性がなく老朽化が激しいため、前期において廃止（解体）を検討します。なお、入居している「ひまわりの家自立訓練所」（身体障がい者通所施設）とは、他の施設への移転協議を行い、施設内で運営している児童クラブについては、他の施設への移転を検討します。
- ・ 第二福祉の家は、施設内で運営していた児童クラブが既に移転し、生きがいデイサービス事業（社会福祉法人つばめ福祉会運営）も事業統合され、現在は地元の自治会による臨時的な使用のみとなっていることから、隣接するつばみ保育園の見直しに合わせて廃止及び同園の送迎用駐車場化等を検討します。

《障がい者等福祉施設再編（適正化案）模式図》

施設名（建築年等）	前期 (H31～H34) 2019～2022 年度	中期 (H35～H44) 2023～2032 年度	後期 (H45～H56) 2033～2044 年度
障がい者地域生活支援センター（はばたき） (H20)	存続	譲渡検討 外装・設備改修期	
福祉の家 (S49)	廃止検討 耐震性不足、老朽化、借地の解消		
第二福祉の家 (S35)	廃止、駐車場化等検討 つばみ保育園の見直し時期による	廃止、駐車場化等検討 つばみ保育園の見直し時期による	

④勤労者福祉施設

勤労者の余暇活動を支援する施設は、利用率が低下しており、他の社会文化・体育施設で代替できることから、勤労者福祉サービスセンター事務局の機能を有する勤労者総合福祉センター（あおぞら）を、全域的施設として位置づけ、燕及び吉田の勤労青少年ホームを集約するとともに、地域の集会施設等の受け皿としても機能させながら存続するものとします。

既に燕勤労青少年ホームは平成28年に廃止し、中央公民館東棟としてリニューアルしたところでありますが、吉田勤労青少年ホームについても、補助金返還の生じる処分制限期間が経過した中期において廃止します。

《勤労者福祉施設再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
勤労者総合福祉センター (S63)	存続	存続 大規模改修期	存続
吉田勤労青少年ホーム (S50)	存続 利用者減少	廃止検討 補助金要返還年数経過	

5-6 学校教育施設

(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用 人数 (H28)	コスト (円/人/ 年)	利用量 (㎡/人)	備考
1	小学校区	燕東小	燕東小学校	S41 (H19)	5,741	281	46,701	20.4	
2	小学校区	燕西小	燕西小学校	H6	7,121	584	27,262	12.2	
3	小学校区	燕南小	燕南小学校	H21	5,260	227	60,797	23.2	
4	小学校区	燕北小	燕北小学校	S44 (H20)	4,626	158	84,405	29.3	
5	小学校区	小池小	小池小学校	S44 (H18)	4,774	297	44,040	16.1	
6	小学校区	大関小	大関小学校	S47 (H19)	3,269	108	114,806	30.3	敷地借地
7	小学校区	小中川小	小中川小学校	S48 (H25)	5,554	406	36,623	13.7	
8	小学校区	松長小	松長小学校	S38 (H18)	2,242	79	130,228	28.4	敷地借地
9	小学校区	粟生津小	粟生津小学校	S57 (H30)	5,456	128	102,984	42.6	
10	小学校区	吉田小	吉田小学校	H25	9,021	399	44,719	22.6	
11	小学校区	吉田南小	吉田南小学校	H22	7,222	454	35,991	15.9	
12	小学校区	吉田北小	吉田北小学校	S57 (H30)	5,488	258	52,093	21.3	
13	小学校区	分水北小	分水北小学校	S59	5,254	136	97,037	38.6	
14	小学校区	分水小	分水小学校	S43 (H25)	6,234	474	33,728	13.2	
15	小学校区	島上小	島上小学校	S55	3,834	126	92,016	30.4	
16	中学校区	燕中	燕中学校	H15	9,749	592	34,530	16.5	
17	中学校区	小池中	小池中学校	S58	5,433	230	64,130	23.6	
18	中学校区	燕北中	燕北中学校	S41 (H19)	5,572	215	58,200	25.9	
19	中学校区	吉田中	吉田中学校	S55 (H26)	14,642	651	36,081	22.5	
20	中学校区	分水中	分水中学校	S52 (H19)	8,354	345	50,461	24.2	
21	地区	燕地区	東部学校給食 センター	H30	2,240	-	-	-	
22	地区	吉田・ 分水地区	西部学校給食 センター	H26	2,893	3,218	217 ※	3,218 ※	※コストは円/食。 利用量は食/日。
23	全域	-	教育センター	S60 (H19)	500	-	-	-	

《施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

①小・中学校

小・中学校については、将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、学校区の見直しや統廃合などの適正配置について、以下に示す「見直しの検討段階や時期」の到来が想定される学校から順次検討を進めます。

なお、学校区の見直しや学校の統廃合などの検討に当たっては、保護者や地域住民と十分に協議を行う期間を設けることとします。

《見直しの検討段階や時期》

- ア) 児童生徒数の減少により複式学級となることが見込まれる段階
- イ) 宅地開発等の影響により、児童生徒が一部の地域に集中し、その数の大幅な増加が見込まれる段階
- ウ) 老朽化により、学校の建て替えが必要となる時期

※ア) については、複数の学年が同時に教育活動を行うため、指導方法等に工夫や配慮が求められることや、少人数のために生じる学習上の制約もあることから、学校区の出生数により複式学級が将来的に見込まれる場合は、保護者や地域住民の意向も聴きながら検討を進めます。

イ) については、学校区の見直しを含めて検討を進めます。

②学校給食センター

学校給食センターは、合併時の施設体系や運営方法をこれまでにおいて見直し、特に吉田・分水地区においては、平成26年度に集約化・統合を図ったことから、地区別施設として3地区で2か所（燕地区1、吉田・分水地区1）の配置を維持します。

《学校給食センター再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
東部学校給食センター (H30)	存続	存続	存続 外装・設備改修期
西部学校給食センター (H26)	存続	存続	存続 外装・設備改修期

③教育センター

教育センターは、利用率の低さなどを踏まえ、他の公共施設との複合化による機能移転を検討します。移転後の施設活用については、公民館・集会施設への用途変更を検討します。

《教育センター再編（適正化案）模式図》

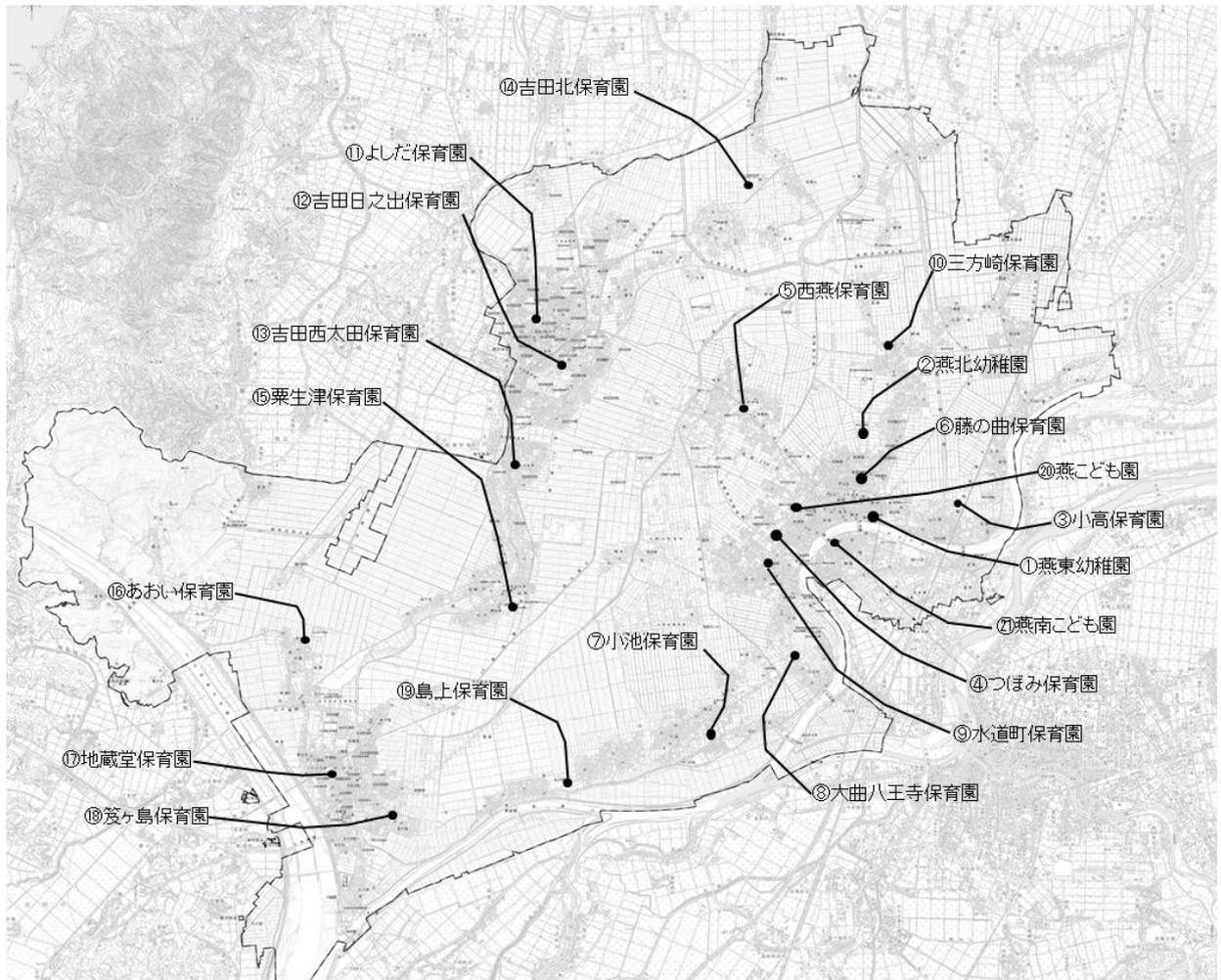
施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
教育センター (S60) (大規模改修等 H19)	機能移転検討 既存施設は公民館・集会施設への用途転用検討	存続 大規模改修期	存続

5-7 幼稚園・保育園・こども園施設

(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用 人数 (H28)	コスト (円/人/ 年)	利用量 (㎡/人)	備考
1	小学校区	燕東小	燕東幼稚園	S42	1,158	31	69,935	37.4	
2	小学校区	燕北小	燕北幼稚園	S55	877	28	65,714	31.3	
3	小学校区	燕東小	小高保育園	S49 (H20)	619	86	86,674	7.2	
4	小学校区	燕西小	つぼみ保育園	H10	938	121	101,851	7.8	
5	小学校区	燕西小	西燕保育園	H18	1,651	164	95,091	10.2	
6	小学校区	燕北小	藤の曲保育園	S59	616	62	113,806	10.1	藤の曲公民館 と同一建物。延 床面積は保育 園部分のみ。
7	小学校区	小池小	小池保育園	H1	838	107	90,449	7.8	
8	小学校区	小池小	大曲八王寺保育園	S53	972	88	96,818	11.3	
9	小学校区	大関小	水道町保育園	S54	745	70	102,171	10.9	
10	小学校区	小中川小	三方崎保育園	S58 (H22)	534	58	102,190	9.3	
11	小学校区	吉田小	よしだ保育園	H26	2,231	208	91,529	10.7	
12	小学校区	吉田南小	吉田日之出保育園	S48 (H10)	769	35	147,600	22.0	
13	小学校区	吉田南小	吉田西太田保育園	S54 (H27)	1,354	100	106,370	13.5	H31.4 民営化
14	小学校区	吉田北小	吉田北保育園	S57 (H21)	965	136	108,176	7.1	
15	小学校区	粟生津小	粟生津保育園	S54	683	64	128,359	10.7	
16	小学校区	分水北小	あおい保育園	H10	1,470	79	184,785	17.9	
17	小学校区	分水小	地藏堂保育園	S46	1,126	148	96,426	7.5	H33.4 統合民営化予定
18	小学校区	分水小	笈ヶ島保育園	S56	674	44	120,364	15.3	H33.4 統合民営化予定
19	小学校区	島上小	島上保育園	S53	790	69	101,290	11.4	
20	小学校区	燕西小	燕こども園	S49 (H28)	1,579	94	105,574	16.8	
21	小学校区	燕南小	燕南こども園	S55 (H25)	1,357	108	104,454	12.6	

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

幼稚園、保育園及びこども園の適正配置については、将来的な園児数の推移や保育ニーズを踏まえ、国の子育て支援策や民間事業者の動向を注視しながら、有利な財源が活用可能な民営化への移行を視野に入れ、以下に示す「適正配置の検討段階や時期」の到来が想定される施設から順次検討を進めます。

《適正配置の検討段階や時期》

- ア) 園児数の減少により、保育・教育の質の維持が困難な段階
- イ) 老朽化により、保育施設の建て替えが必要となる時期

※具体的には、これまで適正配置を「燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画」により進めてきた経過を受けて「第2次燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画」を別に作成して推進を図ります。

5-8 児童福祉施設

(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用 人数 (H28)	コスト (円/人/ 回)	利用量 (人/日)	備考
1	小学校区	燕東小	東児童センター	H12	309	24,253	303	83.3	東公民館と同一建物。面積は東児童センター部分。東児童クラブとしても使用。
2	小学校区	燕西小	白山町児童館	S55	215	7,335	483	25.4	
3	小学校区	燕西小	西燕児童館	H14	301	21,320	169	73.3	西燕児童クラブとしても使用。
4	小学校区	小池小	杉名児童館	H24	537	36,920	164	126.0	杉名第一、ニ児童クラブとしても使用
5	全域	-	児童研修館 (こどもの森)	H10	691	40,065	379	132.2	
6	小学校区	小中川小	小中川児童館	H21	491	18,704	359	64.3	小中川第二児童クラブとしても使用。
7	地区	吉田	吉田児童センター	H18	695	31,580	426	103.2	
8	地区	吉田	さくらんぼハウス 子育て支援センター	S42	399	10,411	727	34.0	吉田コミュニティセンター内設置。
9	地区	分水	分水児童館	H15	336	16,301	308	53.6	分水児童クラブとしても使用。
10	小学校区	燕西小	西小児童クラブ	S52 (H28)	921	156※	106,859 ※	1.7 ※	利用人数は登録人数。コストは円/人/年。利用量は㎡/登録人数
11	小学校区	分水小	わか竹児童クラブ	H26	313	97※	156,876 ※	4.4 ※	利用人数は登録人数。コストは円/人/年。利用量は㎡/登録人数
12	小学校区	大関小	大関のなかまの会	H17	54	77※	54,597 ※	0.7 ※	利用人数は登録人数。コストは円/人/年。利用量は㎡/登録人数
13	小学校区	島上小	島上のなかまの会	H19	60	92※	43,793 ※	0.7 ※	利用人数は登録人数。コストは円/人/年。利用量は㎡/登録人数

*他の公共施設、公益的施設内で運営している子育て支援センター、児童クラブ、なかまの会もあります。(以下に列記)

●子育て支援センター

子育て総合支援センター「すくすく」(市民交流センター内)、西燕保育園子育て支援センター(西燕保育園内)、燕南こども園子育て支援センター(燕南こども園内)、燕こども園子育て支援センター(燕こども園内)、よしだ保育園子育て支援センター(よしだ保育園内)、分水児童館子育て支援センター(分水児童館内)、子育て支援センター「きらら」(きららおひさまこども園内)【公益的】、まこと子育て支援センター「ピョピョひろば」(認定こども園真学園内)【公益的】

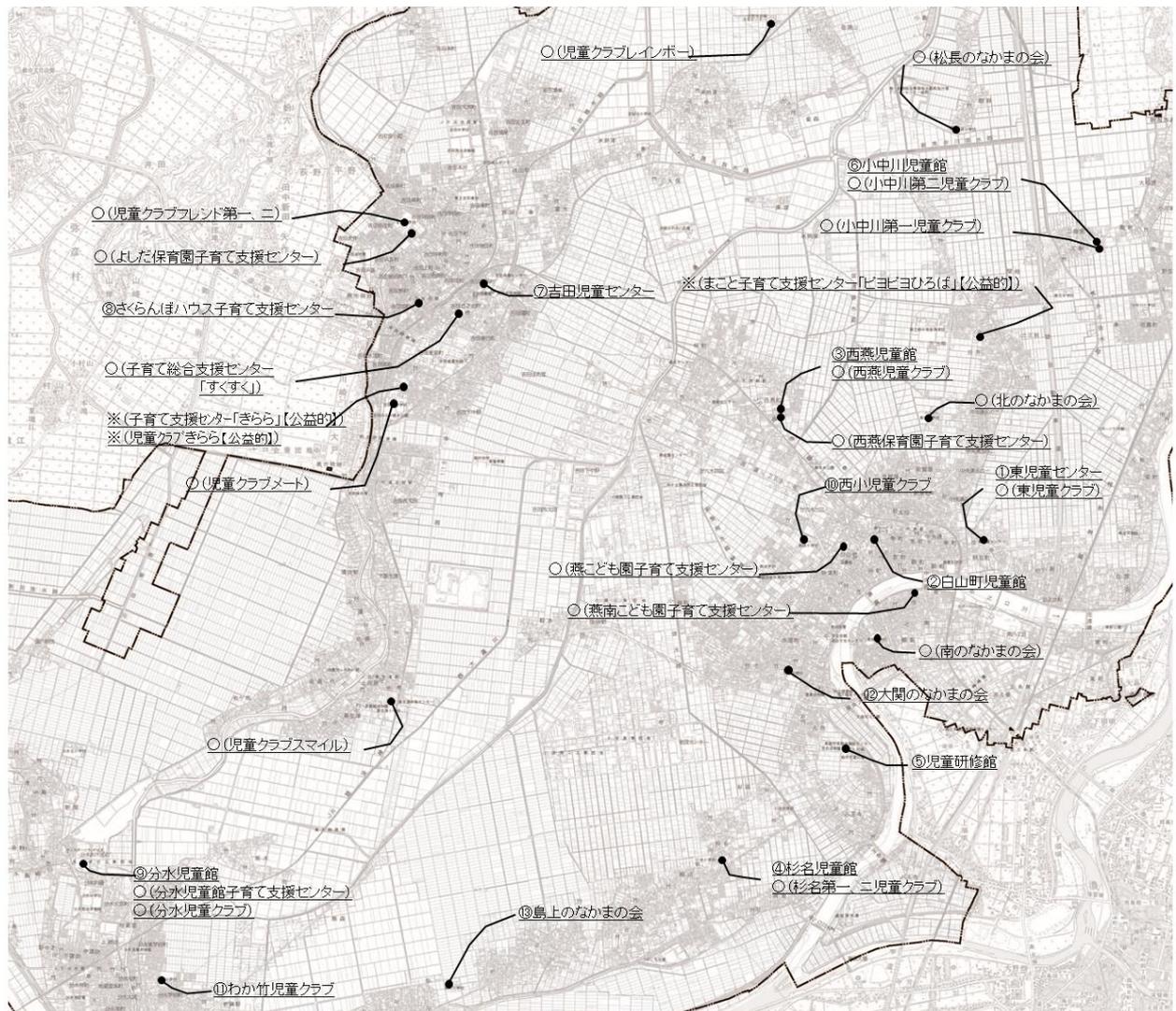
●児童クラブ

小中川第一児童クラブ(福祉の家内)、小中川第二児童クラブ(小中川児童館内)、東児童クラブ(東児童センター内)、杉名第一、ニ児童クラブ(杉名児童館内)、西燕児童クラブ(西燕児童館内)、児童クラブフレンド第一、ニ(吉田小学校内)、児童クラブメイト(吉田南小学校内)、児童クラブレインボー(吉田北体育文化センター内)、児童クラブスイム(栗生津小学校内)、分水児童クラブ(分水児童館内)、児童クラブきらら(きららおひさま保育園内)【公益的】

●なかまの会

南のなかまの会(燕南小学校内)、北のなかまの会(燕北小学校内)、松長のなかまの会(松長公民館内)

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

①児童館、児童センター、児童クラブ、なかまの会

0歳の乳児から18歳までの幅広い年代に対し遊びを通して健全育成を図る場である児童館、児童センターのうち、中央センター的機能を有する児童研修館（こどもの森）については、全域的施設として、各地区での拠点的な性格を持つ吉田児童センター及び分水児童館については、地区別施設として保有します。

また、上記以外の児童館と児童の放課後健全育成の場となる児童クラブやなかまの会については、学校区別施設として児童数と面積に応じた適正数を保有するものとし、今後の需要動向の変化に対しても、できる限り小学校の空き教室、児童館、公民館等の既存施設の複合化により対応するものとします。

- ・ 白山町児童館は、施設の老朽化が進み利用者数が減少していることに加えて、立地場所が燕東小学校区と燕西小学校区の境界付近であり、いずれの小学校区にも他に児童館（児童センター）があることから、前期において廃止を検討します。
- ・ その他、児童館、児童センター等は、後期期間中に大半の施設が大規模改修の時期を迎えることから、後期において各施設の需要動向や学校区等を勘案しながら個別に方向性を検討します。

《全域的施設・地区型児童館再編（適正化案）模式図》

施設名（建築年等）	前期（H31～H34） 2019～2022年度	中期（H35～H44） 2023～2032年度	後期（H45～H56） 2033～2044年度
児童研修館 （こどもの森） （H10）	存続	存続	存続 大規模改修期
吉田児童センター （H18）	存続	存続	存続 大規模改修期
分水児童館 （H15）	存続	存続	存続 大規模改修期

《児童館・児童センター、児童クラブ、なかまの会 再編（適正化案）模式図》

〔燕地区〕

児童クラブ等機能	施設名 (建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
東児童クラブ (燕東小学校区)	東児童センター (H12)	児童クラブ機能の方向性は学校運動	児童クラブ機能の方向性は学校運動 白山町児童館の受け皿	児童クラブ機能の方向性は学校運動 大規模改修期
—	白山町児童館 (S55)	廃止検討 老朽化、利用者減少		
西燕児童クラブ (燕西小学校区)	西燕児童館 (H14)	児童クラブ機能の方向性は学校運動	児童クラブ機能の方向性は学校運動 白山町児童館の受け皿	児童クラブ機能の方向性は学校運動 大規模改修期
西小児童クラブ (燕西小学校区)	西小児童クラブ (S52) (大規模改修等 H28)	児童クラブ機能の方向性は学校運動	児童クラブ機能の方向性は学校運動 外装・設備改修期	児童クラブ機能の方向性は学校運動
南のなかまの会 (燕南小学校区)	燕南小学校内	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動
北のなかまの会 (燕北小学校区)	燕北小学校内	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動
杉名児童クラブ (小池小学校区)	杉名児童館 (H24)	児童クラブ機能の方向性は学校運動	児童クラブ機能の方向性は学校運動	児童クラブ機能の方向性は学校運動 大規模改修期
大関のなかまの会 (大関小学校区)	大関のなかまの会 (H17)	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動
小中川児童クラブ① (小中川小学校区)	福祉の家内	集約化・統合検討 耐震性不足、老朽化、借地の解消	小中川公民館を受け皿として検討	
小中川児童クラブ② (小中川小学校区)	小中川児童館 (H21)	児童クラブ機能の方向性は学校運動	児童クラブ機能の方向性は学校運動	児童クラブ機能の方向性は学校運動 大規模改修期
松長のなかまの会 (松長小学校区)	松長公民館内	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動	なかまの会機能の方向性は学校運動

〔吉田地区〕

児童クラブ等 機能	施設名 (建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
児童クラブ スマイル (粟生津小学校区)	粟生津 小学校内	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動
児童クラブ フレスト (吉田小学校区)	吉田 小学校内	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動
児童クラブ メート (吉田南小学校区)	吉田南 小学校内	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動
児童クラブ レインボー (吉田北小学校区)	吉田北体育 文化センター内	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動

〔分水地区〕

児童クラブ等 機能	施設名 (建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
分水 児童クラブ (分水北小学校区)	分水 児童館 (H15)	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動
わか竹 児童クラブ (分水小学校区)	わか竹児童 クラブ (H26)	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動	児童クラブ機能の 方向性は学校運動 大規模改修期
島上の なかまの会 (島上小学校区)	島上の なかまの会 (H19)	なかまの会機能の 方向性は学校運動	なかまの会機能の 方向性は学校運動	なかまの会機能の 方向性は学校運動

②子育て支援センター（保育園併設型を除く。）

ア. 全域的施設

児童研修館（こどもの森）は、隣接する交通公園を含めた一体的環境の中で子育て支援サービスを提供する拠点施設であり全域的施設として当分の間保有するものとします。

イ. 地区別施設

- 吉田地区には、子育て総合支援センター「すくすく」（平成26年度開設）とさくらんぼハウス子育て支援センターの2施設・機能があることから、施設が老朽化し、利用者も減少しているさくらんぼハウス子育て支援センター（H18：18,732人→H28：10,411人）の機能を、子育て総合支援センター「すくすく」に移転することにより、さくらんぼハウス子育て支援センターの廃止を前期において検討します。なお、その際には、他の子育て支援センターも含めて、より一層安心して利用できる施設運営の在り方についても検討します。
- 分水地区の子育て支援センター機能は、分水児童館の多機能化・複合化機能として当分の間存続します。

《子育て支援センター・機能再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
児童研修館 (こどもの森) (H10)	存続	存続	存続 大規模改修期
子育て総合支援センター「すくすく」 【市民交流センター内】	存続	存続 さくらんぼハウス 子育て支援センターの受け皿	存続
さくらんぼハウス 子育て支援センター (S42)	廃止検討 施設老朽化、利用者減少		
分水児童館 子育て支援センター 【分水児童館内】	存続 分水児童館の方向性と連動	存続 分水児童館の方向性と連動	存続 分水児童館の方向性と連動

※上記の他、保育園併設型子育て支援センターとして、西燕保育園、燕南こども園、燕こども園、よしだ保育園きららおひさまこども園(公益的施設)、及び認定こども園真学園(公益的施設)の各園内にも設置（H31.3現在）

5-9 消防施設

燕市では、消防事務・救急業務を燕・弥彦総合事務組合において弥彦村と共同処理しておりますが、市内の消防署、各地域の消防団ポンプ小屋は、燕市の所有となっているため本計画で方向性を検討します。

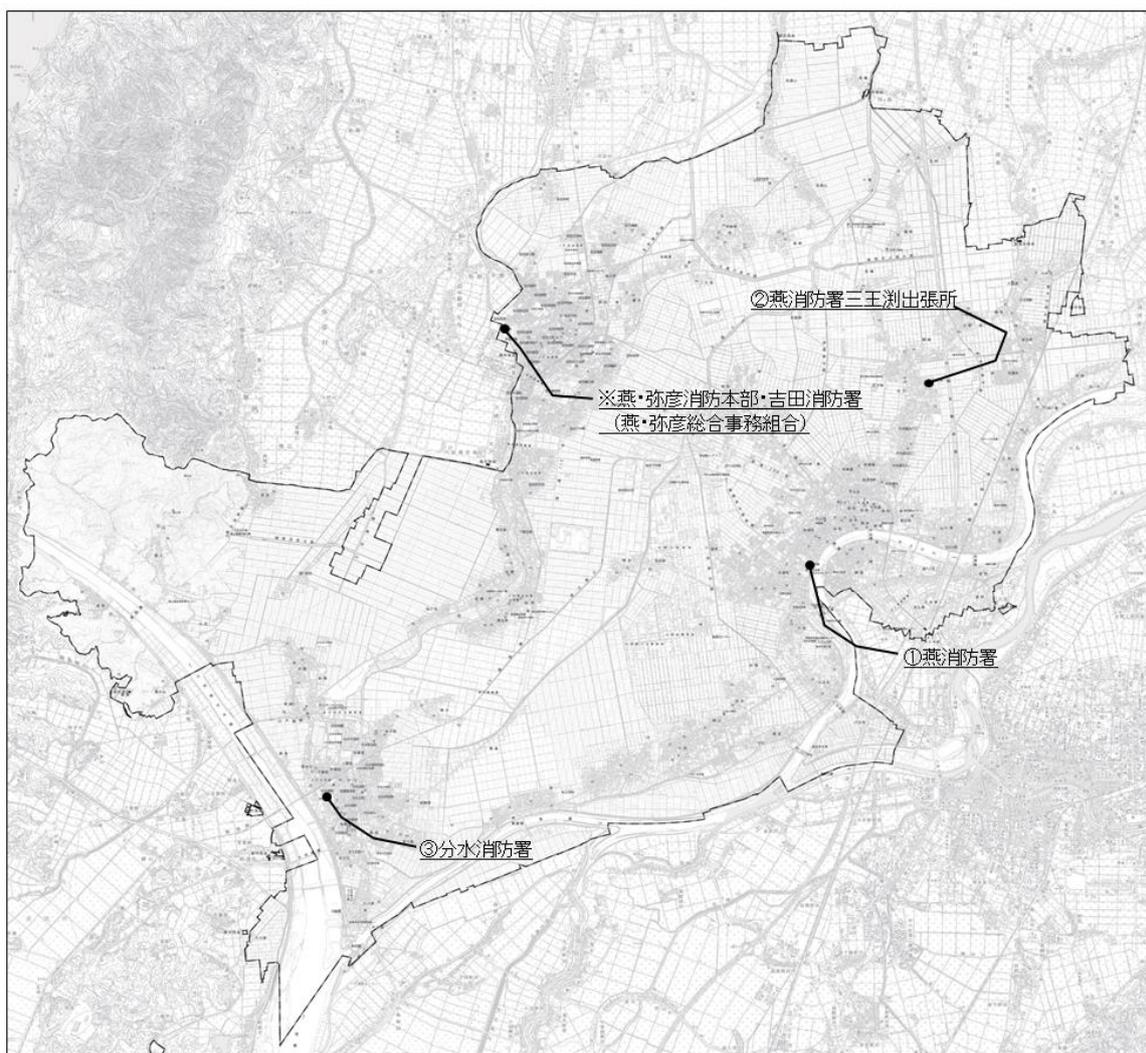
(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	救急出 動件数 (H28)	コスト (円/人/ 回)	利用量 (件/日)	備考
1	地区	燕地区	燕消防署	S56	1,699	1,354	-	3.7	
2	地区	燕地区	燕消防署 三王瀬出張所	H4	268	355	-	1.0	
3	地区	分水地区	分水消防署	H26	1,594	561	-	1.5	

* 吉田地区には、燕・弥彦消防本部・吉田消防署(燕・弥彦総合事務組合)があります。

* 上記の他、各地域に消防団ポンプ小屋(58棟)があります。

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

消防施設は、消防機能を集約した一定の施設規模を保有し、災害・事故現場への緊急車両が到達できるエリアに配置する必要があることから、地区別施設として各地区1箇所の配置とします。

- ・ 老朽化の進んでいる燕消防署と三王湊出張所については、中期以降において、消防機能カバー域等を考慮した適地での統合・移転改築も含め、燕地区の消防能力の在り方について検討します。
- ・ 消防団のポンプ小屋は、消防団体制が配置の基礎となることから、今後予想される分団組織体制の変更に合わせて再編を検討します。

《消防施設再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31～H34) 2019～2022年度	中期(H35～H44) 2023～2032年度	後期(H45～H56) 2033～2044年度
燕消防署 (S56)	存続	適地移転・統合検討 外装・設備改修期	適地 統合存続
燕消防署 三王湊出張所 (H4)	存続	適地移転・統合検討 設備改修期	
分水消防署 (H26)	存続	存続 外装・設備改修期	存続
消防団ポンプ小屋 【58棟】	存続	存続	存続
消防団分団体制再編に合わせた調整			

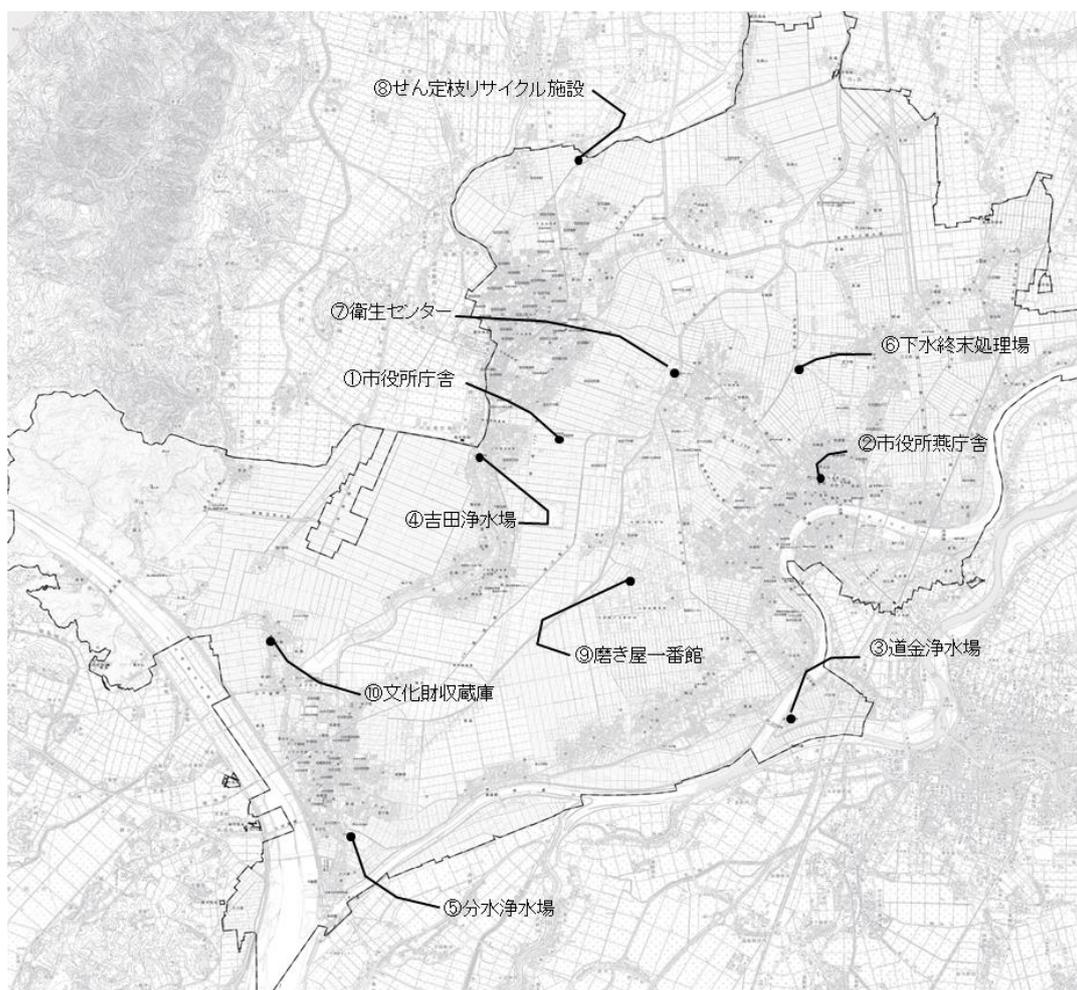
※吉田地区には、燕・弥彦消防本部・吉田消防署(燕・弥彦総合事務組合)有。

5-10 市役所庁舎等、その他施設

(1) 対象施設一覧

	利用 想定 区域	区域名	施設名称	建築年 (改修等)	延床 面積 (㎡)	利用量 (H28)	コスト	備考
1	全域	—	市役所庁舎	H26	13,109	—	—	
2	全域	—	市役所燕庁舎	S53 (H26)	2,881	—	—	
3	全域	—	道金浄水場	S39	12,795	—	—	延べ床面積には、貯水池の面積を含む。
4	全域	—	吉田浄水場	S46	6,805	—	—	延べ床面積には、貯水池の面積を含む。
5	全域	—	分水浄水場	S49	2,329	—	—	延べ床面積には、貯水池の面積を含む。
6	全域	—	下水終末処理場	S52 (H24~)	6,202	25,260 人	—	利用量は処理人口
7	全域	—	衛生センター	H8 (H22)	4,689	27,510kl	3,693 円/Kl	利用量はし尿処理数量
8	全域	—	せん定枝リサイクル施設	H15	604	1,079t	17 円/kg	利用量はせん定枝搬入量
9	全域	—	磨き屋一番館	H18	732	—	—	
10	全域	—	文化財収蔵庫	S61 (H28)	826	—	—	

《対象施設の配置状況》



(2) 保有量適正化取組方針

市役所庁舎等、その他施設は、それぞれが固有な役割を持つことから、その保有量を減らすことは難しいが、管理運営や業務について民間委託を取り入れることで行政コストの軽減を図るよう検討します。

①市役所庁舎等

- ・ 市役所庁舎は、市民生活にとって必要な基礎的行政施設であり、合併時に各地区にあった施設をこれまでに於いて集約化・統合を図ったことから、全域的施設として保有するものとします。
- ・ 現在、水道局が事務所として使用している市役所燕庁舎は、平成 37 年度の新浄水場完成により水道局の移転が予定されていることから、中期において、その後に周辺の公民館機能の受け皿となる施設としての活用を検討します。なお、各サービスコーナーについては、経営効率向上の観点から利用状況を見極めながら将来的に廃止を検討します。
- ・ 燕庁舎分館は、老朽化の進展により現在は使用しておらず、利活用が見込めないことから、取壊し費用等に問題があるものの安全面から早い段階（前期～中期の前半）での解体及び売却を検討します。

②その他の施設

- ・ 浄水場は、弥彦村との水道事業統合・広域化により平成 31 年度に燕・弥彦総合事務組合へ移管されます。なお、その後は燕市・弥彦村水道事業広域化基本計画に基づき、平成 37 年度の統合浄水場の供用化を目指し、施設の再構築を進めます。
- ・ 下水終末処理場や衛生センターは、市民生活になくってはならない生活基盤関連施設です。下水終末処理場では、予防保全や長寿命化計画に基づく計画的な改築更新、包括的民間委託による運営等で効率的維持管理を進めます。衛生センターにおいては、法定検査、予防保全による維持管理を進め、効率的運営に努めるとともに、運営経費の縮減に向けて民間委託等の検討を行います。
- ・ 磨き屋一番館は、当市の基盤産業である金属研磨業に携わる後継者育成のための重要な施設であることから、存続します。
- ・ せん定枝リサイクル施設は、循環型社会形成の推進施設として、街路樹や庭木等のせん定枝の資源化に有効であることから存続します。
- ・ 文化財収蔵庫は、当市の歴史、民族、考古に関する資料の収蔵先として存続します。

《市役所庁舎等、その他施設再編（適正化案）模式図》

施設名(建築年等)	前期(H31~H34) 2019~2022年度	中期(H35~H44) 2023~2032年度	後期(H45~H56) 2033~2044年度
市役所 (H26)	存続	存続 外装・設備改修期	存続
市役所燕庁舎 (S53) (大規模改修等 H26)	存続 分館の解体・売却検討	他用途への転用検討 近隣公民館機能受入検討 外装・設備改修期	
燕サビースコーナ-・ 分水サビースコーナ-	存続	廃止検討	
道金浄水場 (S39)	存続(燕・弥彦総合 事務組合へ移管)	統合浄水場整備	
吉田浄水場 (S46)	存続(燕・弥彦総合 事務組合へ移管)		
分水浄水場 (S49)	存続(燕・弥彦総合 事務組合へ移管)		
		送配水場として活用・水需要動向により廃止	
下水終末処理場 (S52) (長寿命化改修等 H24~)	存続 機械・電気改築更新期	存続 機械・電気改築更新期	存続 機械・電気改築更新期
衛生センター (H8) (大規模改修等 H22)	存続	存続 外装・設備改修期	存続 大規模改修期
せん定枝 リサイクル施設 (H15)	存続	存続 外装改修期	存続
磨き屋一番館 (H18)	存続	存続	存続 大規模改修期
文化財収蔵庫 (S61) (大規模改修等 H28)	存続	存続	存続

6章 財政効果・財源検討

6-1 財政効果の試算

(1) 総量適正化による財政効果額（事業費ベース）

建物系施設を統廃合した場合は、施設維持管理費（光熱水費や小規模修繕費等のランニングコスト）や耐用年数までに必要な計画的改修経費（20年程度を周期に行う大規模改修費等のインシヤルコスト）が削減されます。そこで、本計画において、集約化・統合、廃止など適正化案として示している取組に関して、施設維持管理費の過去実績額、「基本方針」の更新費用推計などを考慮し、効果額を試算しました。

その結果、各施設の耐用期限まで保有すると仮定した場合の、将来に向けて削減される効果額は、事業費ベースで約86億円と見込まれます。

《総量適正化案の取組に関する削減効果額（人件費を除く）》

（単位：百万円）

施設 類型名	施設名称・項目名称	適正化 実施時期	残存 耐用年数	①【インシヤルコスト】 適正化で削減される 計画的改修費 ※解体費は効果から差引	②【ランニングコスト】 適正化で削減される 維持管理費	①+② 適正化による 削減効果額計
公民館 集会施設	藤の曲公民館の集約化・統合	(中期)	30	270	53	323
	小中川小学校区集会施設の集約化・統合	(中期)	30	197	51	248
	吉田ふれあいセンターの集約化・統合	(中期)	10	367	39	405
	分水福祉会館の集約化・統合	(中期)	10	203	22	225
	西燕公民館体育館棟の廃止	(前期)	30	254	155	409
	小中川公民館体育館棟の廃止	(後期)	40	413	165	578
	吉田北公民館体育館棟の廃止	(後期)	10	556	107	663
	粟生津公民館体育館棟の廃止	(後期)	10	533	103	636
スポーツ 施設	勤労者体育センターの集約化・統合	(中期)	30	455	165	620
	小中川コミュニティセンター（ソフトボール場）の集約化・統合	(前期)	25	24	96	120
	吉田武道館の集約化・統合	(後期)	10	356	7	363
	国上勤労者体育センターの廃止	(後期)	20	326	92	419
	四箇村ふれあい館の廃止	(後期)	30	295	148	443
	サンスポーツランド分水の廃止	(中期)	30	93	173	266
	屋内3ゲートボール場の集約化・統合	(中期)	30	616	41	657
保健福祉 増進施設	障がい者地域生活支援センターの譲渡	(中期)	50	452	147	599
	福祉の家の廃止	(前期)	20	183	61	244
	第二福祉の家の廃止	(前期)	30	102	31	133
	勤労青少年ホームの廃止	(中期)	20	234	86	320
児童福祉 施設	白山町児童館の廃止	(前期)	30	107	106	213
	さくらんぼハウス子育て支援センターの廃止	(前期)	10	122	25	147
保養観光施設	ビジターサービスセンター（廃止した場合で算出）	(中期)	40	227	218	445
消防施設	燕地区消防機能の集約化・統合	(中期)	30	133	15	148
合計				6,517	2,109	8,625

※施設維持管理費、計画的改修経費(解体費含む)のほか、常駐職員に係る直接的な人件費や管理業務縮減による間接的な人件費をはじめ、運営経費も削減できます。また、実際は、跡地売却益など効果額に影響を与える要素は他にもありますが、算定に不確定要素が多いことから、施設維持管理費、計画的改修経費のみで算出しています。

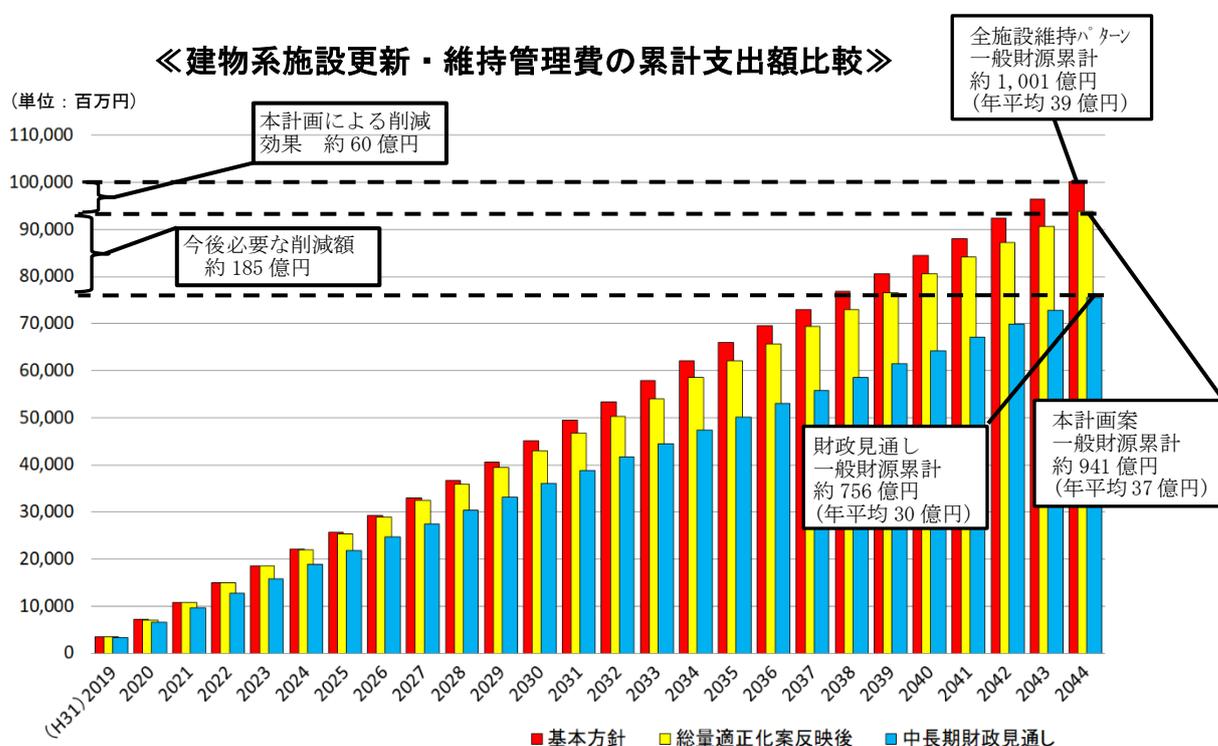
(2) 計画期間内における財政効果（一般財源ベース）

前述の事業費ベース効果額に、建設事業費を年度間で平準化させる起債の償還要素などを加え、本計画期間内における施設更新・維持管理経費に係る一般財源支出ベース(以下、「一般財源ベース」)を試算しました。その結果、累計約 941 億円となり、現建物系施設のすべてを存続・維持し続けるものとした場合の累計額約 1,001 億円と比較し、約 60 億円の削減効果が見込まれます。

しかしながら、今回の適正化案を進めたとしても、年平均の一般財源ベース試算額は約 37 億円であり、「燕市の中・長期財政見通し」における一般財源ベースの年平均約 30 億円(累計額約 756 億円)と比較した場合、毎年約 7 億円の財源不足が生じる見通しとなっています。将来に渡って健全な財政運営を維持するためには、今後 25 年の間に、少なくとも累計で約 185 億円の施設更新・維持管理費を削減する必要があります。

その一方で、生活に不可欠なごみ焼却・処分場の更新に係る燕・弥彦総合事務組合負担金や、市民ニーズの高まりに応えるために必要となる施設の整備や充実等、今後においても一定程度の投資は必要です。

将来の投資に係る財源確保も見据えた中で持続可能な財政運営のためにも、本計画を確実に進めることはもちろんのこと、幼保適正配置、小学校の統廃合等の追加策など、更なる保有量の適正化を推し進めていかなければなりません。



※このグラフは建物系施設の更新・維持管理費の長期的見通しとして、全施設維持、本計画適正化案及び財政見通しの各パターンで各年度の一般財源支出額を試算して積み上げたものです。そのため、改築や大規模改修等の更新費用は、工事費等の一時的経費でなく、起債償還額として平準化して算入されています。

6-2 有利な財源の積極的活用

本計画の推進に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債等の有利な財源の活用を図り、財政負担の軽減に努めます。

①公共施設等適正管理推進事業債

公共施設等の集約化・複合化、長寿命化対策等を推進し、その適正配置を図るために、創設された地方債です。

②社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業）

「立地適正化計画」を作成した上で、生活に必要な都市機能である社会福祉施設や教育文化施設を、都市機能誘導区域内に移転や他の施設との合築等の手法で整備することにより、都市構造の再構築を図ることを目的とした「都市再構築戦略事業」を対象とした国の交付金です。

③学校施設環境改善交付金

児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時には避難場所としての役割を持つ学校施設を対象とした、老朽施設改築工事などの安全性確保や設備の機能低下に対する復旧を目的とした施設整備等に対する国の交付金です。

7章 計画の進行管理

7-1 各種計画等との連携、整合性の確保

(1) 中長期財政見通しとの連携

中長期財政見通しと連携した進行管理のため、中長期財政収支見通しの試算フレームを活用し、定期的に一定条件のもとで施設の維持更新コストを試算し、将来所要額や統廃合等による費用対効果を明らかにしていきます。

(2) 公共施設への交通アクセスとまちづくりの視点

都市計画において、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導に向けて策定する「立地適正化計画」では、集約・再編等の具体的計画がある公共施設や高次都市施設を含むエリアとして「都市機能誘導区域」を設定しています。本計画を踏まえた今後の公共施設の再配置等も、こうした土地利用に関する計画との整合に注意を払いながら進めます。

また、公共施設の集約化・統廃合等に当たっては市民の利便性確保のため公共交通施策と可能な限り調整を図り、施設の再配置等に合わせた公共交通網の再編や、公共交通網を意識した再配置等を検討します。

(3) 地域防災計画との調整

公共施設は災害時の避難所として市民のいのちを守るための防災機能の役割も果たしています。公共施設の集約化・統廃合等に当たっては、耐震化はもちろん災害対策機能にも考慮して検討を進めます。

7-2 マネジメント視点を持った計画の推進

(1) 固定資産台帳の有効活用と施設情報の一元化

現在、新公会計システムの導入に向けて整備を進めている固定資産台帳に合わせて、施設の利用状況や老朽化度、維持管理経費のほか、修繕や更新実績等の情報を一元的に管理することにより施設情報等を可視化し、公共施設マネジメントの推進に有効活用します。

(2) 予防型の施設保全による長寿命化と財政負担の軽減・平準化

事後保全型による施設保全のみでは、故障や不具合の発生時に多額の修繕費用が発生する可能性や、場合によっては施設機能の停止につながる恐れがあります。

そこで、予防保全型の考え方を取り入れた計画的な保全を進めることにより、施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化を進めます。

(3) 跡地や未利用地の売却・有効活用による歳入確保の取組

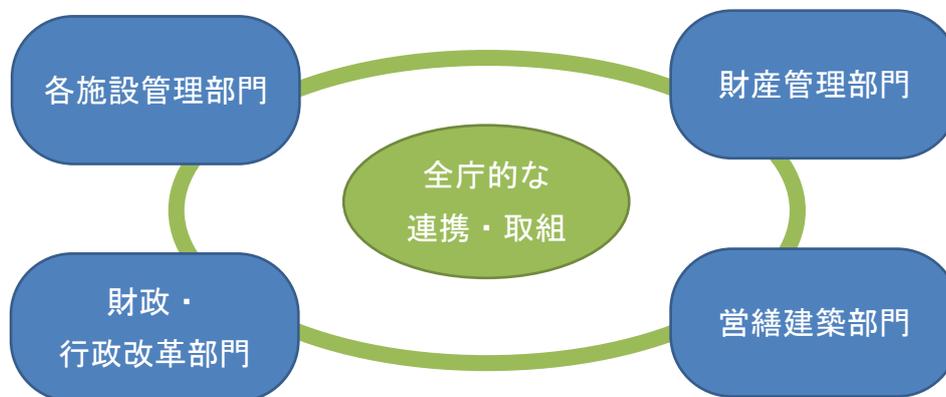
公共施設の統廃合等により生じた跡地や未利用地は、原則売却とし、売却困難な場合においても貸付を行うなど、財産の有効活用による歳入確保をより一層進めます。

7-3 推進体制

持続可能な財政基盤の確立に向けた公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的かつ着実に実施していくため、各施設管理部門に加えて、財産管理部門、財政・行政改革部門、営繕建築部門等が連携して、全庁的な取組を進めます。

なお、本計画の位置づけは、冒頭にも記載のとおり、公共施設利活用の状況や関連する法制度、財源確保などの諸情勢の変動により内容や実施時期等が変化しうる、現時点における「原案」です。そのため本計画の進行管理や更新については、公共施設の総合管理のための具体的な実施計画、個別施設計画、個別施設の統廃合案等を定めることにより、代えるものとします。

【庁内連携体制のイメージ】



7-4 市民への情報提供と合意形成の推進

今後、統廃合等を含む公共施設の保有量適正化を進めるに当たっては、市民や議会の理解と合意形成が不可欠です。

本計画は、多岐にわたる分野の建物系公共施設について、25年先という長期の方向性までを示しており、諸情勢の変動により内容や実施時期が変更になる要素を含んでいることから、計画策定時において全ての合意形成を図るには困難を伴うものとなっています。

従って、具体的な施設の統廃合等に当たっては、必要な時期に必要な実施計画や個別計画を策定し、市民への情報提供や説明等を行い理解を求めるとともに、予算化する過程での議会協議等を通じて合意形成を図りながら推進していくものとします。

また、実施計画等の策定の際には、施設の利用実態を踏まえつつ、広く市民の意見を聴取するとともに、施設に入居する各種団体の移転先にも配慮し、必要に応じて有識者を含む検討委員会を設置して最終的な内容を定めてまいります。